

目 次

1 設置の趣旨及び必要性.....	1
2 設置課程の構想.....	14
3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称.....	14
4 教育課程の編成の考え方及び特色.....	15
5 教員組織の編成の考え方及び特色.....	25
6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	26
7 特定の課題についての研究成果の審査.....	32
8 施設・設備等の整備計画.....	33
9 基礎となる学部との関係.....	36
10 入学者選抜の概要.....	36
11 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	41
12 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で実施する場合.....	42
13 管理運営.....	42
14 自己点検・評価.....	43
15 情報の公表.....	44
16 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	43

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

「地域」は国土を形成する最も基礎的な単位であり、国内各地域が個性的で魅力あるまちづくりを推進し、さらにこれらの取組が圏域を超えて有機的に連携・連動・連結することにより、豊かで暮らしやすい地域社会が生まれ、貴重で多様な地域的価値が創造・継承されてきた。さらには、国内各地域のまちづくりが、日本固有の美しい国土の形成や、社会経済全体の発展に大きく貢献している。

こうしたまちづくりのなかで地域固有の貴重な資源、すなわち「地域資源」をどのように利活用していくのかは、人口減少や少子高齢化が深刻化する我が国では、持続可能な社会づくりを進める上での大きな問題・課題となっている。地域の将来像を展望し、その実現に向けた地域独自のまちづくりを推進するためには、地域に賦存する有形・無形の「地域資源」の保全・継承はもとより、利活用の高度化や社会経済の変化に対応した新たな資源開発の取組が必要となる。こうした「地域資源」に係る多様な取組を「地域資源創成」と捉え、異分野が融合した総合的な教育研究の拠点形成を形成するべく、宮崎大学（以下、「本学」という。）では、2016年に新たに「地域資源創成学部」（以下、「本学部」という。）を設置した。

本学部の設置から約3年が経過したが、この間、本学部では「地域資源創成学」という新しい教育研究分野を確立・推進するため、本学部の組織的な教育研究の機会を通じて、また、学部にも所属する教員・学生による実践研究や教育フィールドを通して、県内各地域のまちづくりや地域資源の利活用に深く関わってきた。こうした関わりを通じ、本学部では、県内各地域の現状や課題をつぶさに把握・分析するとともに、企業・産業関係者、行政関係者、まちづくり関係者と協働し、地域活性化に向けた提言や地域資源の利活用に資する新たな研究等を積極的に展開してきた。

現在、宮崎県をはじめ全国の多くの地域が人口減少や少子高齢化等を背景に、解決が極めて困難な課題にさらされ、人材・組織の不足や弱体化、資金・財源の不足・枯渇等から、固有の地域資源の維持・継承すら困難な事態に直面している。こうした地域課題は将来的に深刻化することが予測されており、その課題解決を担うことができる高度で多様な専門的な能力、ネットワーク、意欲を有した人材の養成が必要となってきた。

こうした地域の現状や将来的な課題を踏まえ、「地域資源創成学」に係る教育研究の一層の深化・高度化を図ることが地域的・社会的に求められており、本学の新たな大学院研究科として、本学部を基礎とした「地域資源創成学研究科」（以下、「本研究科」という。）を設置し、本研究科内に「地域資源創成学専攻」を組織するものである。

(2) 設置の必要性

ア 設置の背景と担うべき地域的・社会的役割

「地域」は住民、地域社会、企業・産業等が、健全にかつ安心・安全に日常の多様な活動を行うための最も基礎的で重要な基盤となっている。こうした基盤となっている「地域」の安定性・健

全性・利便性・快適性を確保するための取組は、定住・移住の促進、企業・産業の誘致や活性化、健康で文化的な住民生活の確保、次代を担う若い人材の育成等をもたらし、国が進める地方創生の実現に直結する極めて重要な意義を有している。しかし、人口減少や少子高齢化を背景に、地域社会がこうした取組を自律して進めていくことが全国的に困難になりつつある。このため地域社会の自律性を高め、地域課題を克服していくためには、「地域」から離れることなく、寄り添い続けることができる、伴走・伴奏者となる主体が必要である。地方国立大学には、教育研究を通じた高度な地域人材の育成や深刻化・複合化する地域課題に対する有効なソリューションの開発・提供など、「地域」が自律して地域課題を解決し、豊かで持続可能な社会の形成を支援する主体としての機能・役割が求められている。

本学では「国立大学改革プラン」に基づき、2015年に「宮崎大学未来 Vision」を策定し、①異分野融合を軸に「地の利、人の利」をいかした教育研究等の推進、②地域と共に興す「新たに光る宮崎ブランド」の確立と発信の2つを目標に、地（知）の融合による地域活性化拠点を形成し、特色ある学術研究を宮崎から発信することが可能な新たな大学創造を進めている。

イ 宮崎県に設置する意義と効果

本学が立地する宮崎県は、青島、高千穂などの全国的に知名度の高い観光資源、祖母・傾・大崩などの緑豊かな山系や波状岩が連なる美しい海岸線等の優れた自然資源、神楽、記紀伝説に代表される魅力ある歴史・文化資源等、個性ある地域資源を豊富に有している。その一方で、人口減少や高齢化が全国平均よりも早く進行しており、いわゆる“課題先進地”として、深刻化・複合化した地域課題に住民、企業・産業、地域社会、地方自治体が直面している。

本県では2011年に宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）」（以下、「長期ビジョン」という。）を策定し、そのアクションプランとして、2015年度から2018年度の4年間に優先的に取り組む施策に「宮崎や世界の未来を切り拓き、産業やくらしに貢献する人財の育成」を目標とする「人財成長戦略」を掲げ、①グローバルな視野を持ち、イノベーションに貢献できる人財の育成、②産業振興の中核となる産業人財の育成、③地域活性化やくらし機能の中核となる地域人財の育成等を施策の柱とする「官民協働による自立した社会人・職業人の育成と中核となる産業人財・地域人財の育成促進」を重点項目として推進してきた。こうした取組により、フードビジネスや医療機器等の成長産業の育成加速化、企業や産業人財の育成基盤の整備等の本県の新たな成長につながる成果を創出した。しかし、その一方で少子高齢化や人口減少の進行に歯止めがかからない状況が続いており、今後、地域や産業を支える人財の確保、暮らしに必要なサービスの維持等をいかに図っていくのかが大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、本県では2019年2月に長期ビジョンの改定を行い、「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」を基本目標に、2030年までに5つの課題（①人口問題、②人生100年時代、③グローバル化、④科学技術・環境、⑤危機対応）の克服に向け、5つの長期戦略（①人口問題対応戦略、②産業成長・経済活性化戦略、③観光・スポーツ・文化振興戦略、④生涯健康・活躍社会戦略、⑤危機管理強化戦略）を計画的に推進することとしている。さらに長期ビ

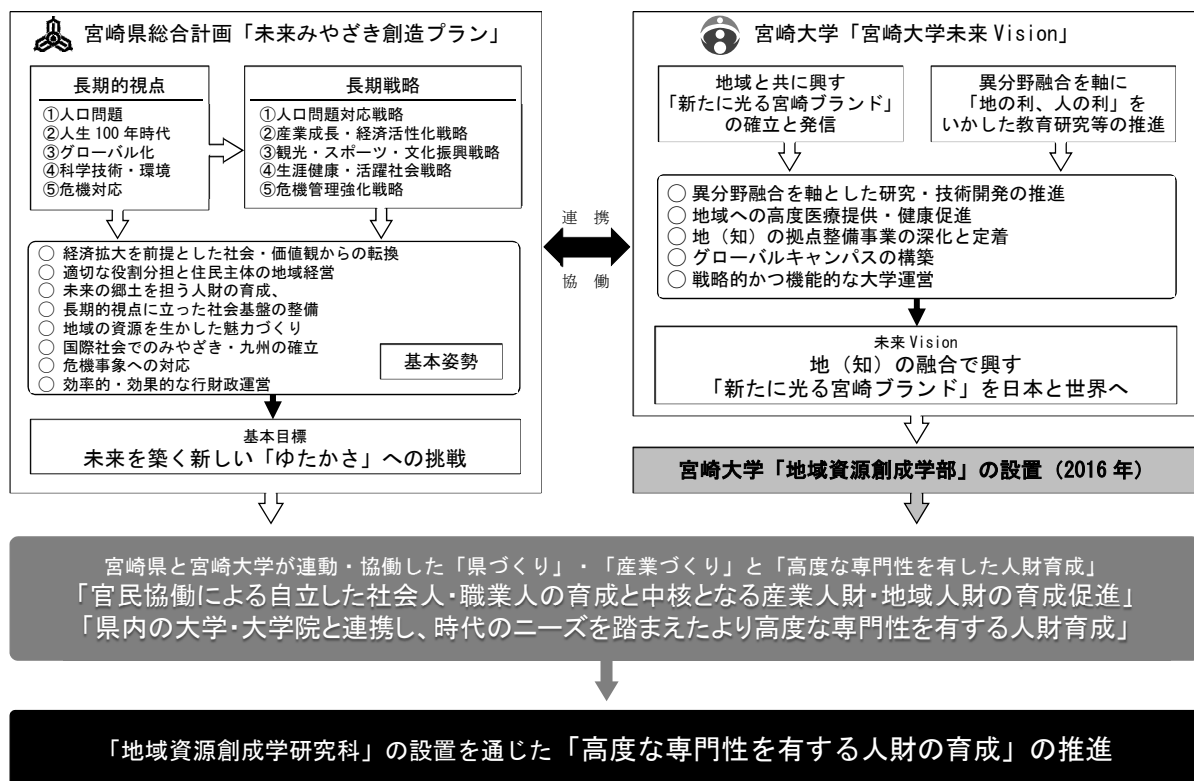
ジョンでは、基本目標や長期戦略の達成条件として、(1)経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換、(2)適切な役割分担と住民主体の地域経営、(3)未来の郷土を担う人財の育成、(4)長期的視点に立った社会基盤の整備、(5)地域の資源を生かした魅力づくり、(6)国際社会でのみやざき・九州の確立、(7)危機事象への対応、(8)効率的・効果的な行財政運営の8つの基本姿勢を示している。

また、基本目標や将来のあるべき姿の実現のため、「人づくり」「らしづくり」「産業づくり」の3つの分野において、それぞれ将来像を示すとともに、県が着実に推進していく幅広い分野の施策を体系化し、施策の基本的方向性を明らかにしている。具体的には、「産業づくり」のなかで、「地域や企業を支える産業人財の育成・確保」をひとつの施策の柱として示し、本県の強みを活かした産学金労金官の連携による人財の育成を基本的方向性として掲げ、特に県内高等学校等からの県内進学率を向上させ、さらに高等教育機関等卒業後の県内定着を促進し、「県内の大学・大学院と連携し、時代のニーズを踏まえたより高度な専門性を有する人財育成」に努めることが明記されている。

このように本県の長期ビジョンで示された「産業づくり」においては、県行政のみならず地域の構成主体である県民はもとより、企業・団体、県内市町村、そして大学・大学院等との協働により推進・達成することとしており、特に本県唯一の国立大学である本学は、主要な当事者として積極的・主体的な連携や取組を進めることが期待されている。(図表1)

資料1 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」(長期ビジョン 素案) 抜粋

図表1 宮崎県の「県づくり」と宮崎大学が果たす役割

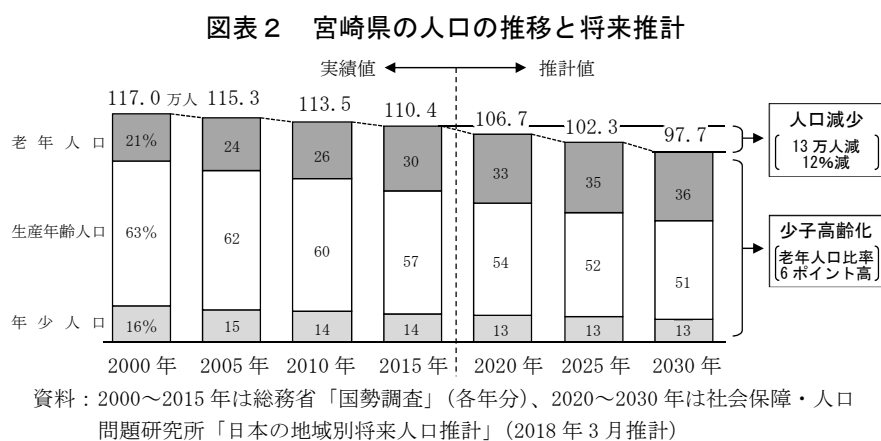


ウ 宮崎県の成長・発展に貢献する本学の役割

本県が目指す課題克服や基本目標の達成、将来像の実現、長期戦略の推進、「高度な専門性を有する人財育成」には、本県唯一の国立大学である本学が、本県の伴走・伴奏者としての役割・機能を適切に果たすことが重要である。本学がこれまで進めてきた産学地域連携の取組成果や本学部の教育研究実績を生かし、新たな時代に対応した教育研究や地域貢献を積極的に担うことが必要となっている。こうした点から、本研究科に期待される地域的・社会的な背景と具体的な機能・役割・効果を整理すると次のとおりとなる。

① 本格的な人口減少社会に対応した持続可能な地域社会の形成

2015年の宮崎県の国勢調査人口は110.4万で、全国人口の約0.9%を占める。社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本県の人口は2030年には97.7万と100万人を割り込み、2015年比で13万人減少（12%減）すること予測されている。これまで深刻な人口減少が進行した中山間地域のみならず、県都・宮崎市をはじめ県内すべての地域が人口減少に直面することが見込まれている。また、高齢化率は30%（2015年）と、全国平均よりも5年程度速く高齢化が進行しており、地方創生の担い手の高齢化・固定化、後継者不足が顕在化してきている。（図表2）



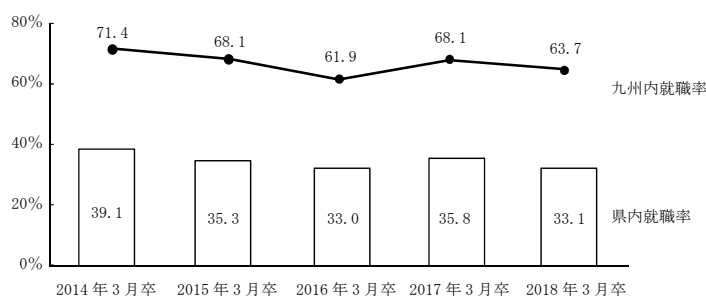
人口減少や少子高齢化の進展により、地域の企業・産業、行政サービス、地域コミュニティ等の維持が困難となっている地域も県内で増大してきている。こうした課題に適切に対処し、本格的な人口減少社会においても持続可能な地域社会の形成していくことが求められているが、深刻化する地域課題を解決する能力・資質を有した高度人材、地域の現状や課題に即した地域資源の有効な利活用を図ることが可能な専門的人材が、県内各地域において絶対的に不足している。本学に対しては、こうした新たな人材を開発・供給する高度教育機関としての役割が地域的・社会的に求められている。

② 魅力ある地域を創造する若い地域人材の育成

宮崎県の2015年3月卒者の就職内定率は大学等卒95.4%、高校卒が99.6%となっており、雇用情勢の改善により近年は上昇傾向にある（厚生労働省・宮崎労働局調べ）。しかし、就職内定者のうち県内内定者の割合は大学等卒が48.5%、高校卒が54.2%にとどまっており、県外内定者の割合が高く、特に大学等卒ではその傾向が強くなっている。

本学の学部生の卒業後の進路先をみると、全学部を累計した2018年3月卒業生の県内就職率の割合は33.1%にとどまっており、過去5年の推移をみても30%台で推移している。これを九州内就職率でみても、2018年は63.7%にとどまっており、約3割の卒業生は東京、大阪などの九州以外の地域で就職をしている現状にある。(図表3)

図表3 宮崎大学学部生の県内就職率・九州内就職率の推移



(注) 九州内就職率には県内就職率も含む
資料：国立大学法人宮崎大学キャリア支援課

こうした若者の県外流出の背景の一つとなっているのは、県内の進路・進学先となる大学・大学院等の高等教育機関が担う教育研究分野(大学学部・学科、大学院研究科)が限定され、進学先としての選択肢が制約されている現状があげられる。特に企業・産業・官公庁等における幹部人材、マネジメント人材や地方創生・地域活性化の推進に資する専門的人材を育成する大学・大学院等の教育研究機会の拡充が、地域的・社会的に必要であることが、これまでも県内企業、産業団体、官公庁等から指摘されてきた。こうした地域的・社会的ニーズや要請により、2016年に本学部は設置され、若者(高校卒業者等)の地域の繋ぎ留め、定着に一定の役割を果たしている。

現在、本学部をはじめ本学学部学生の卒業後の進路先の拡充(大学院教育の場)、県内企業・官公庁等で働く社会人の高度な教育研究ニーズに対応した学び直しの機会創出(リカレント教育の場)が本学学生並びに県内企業・官公庁等から求められている。このため、本学に対しては本学部の延長となる新たな大学院(研究科)の設置により、地域の若者や、社会人等を対象とする“高度な教育研究の場”の形成を図り、若い年代の地域人材を本県に繋ぎ止めを強化するとともに、魅力ある地域の創造を牽引できる高度人材として養成することが地域的・社会的に求められている。

③ 劣化が進行する地域資源の保全・活用

現在、全国で地域資源の劣化が進行し、住民生活や地域経営の大きな課題となっている。宮崎県を例にみると、次のような現状・課題がみられる。

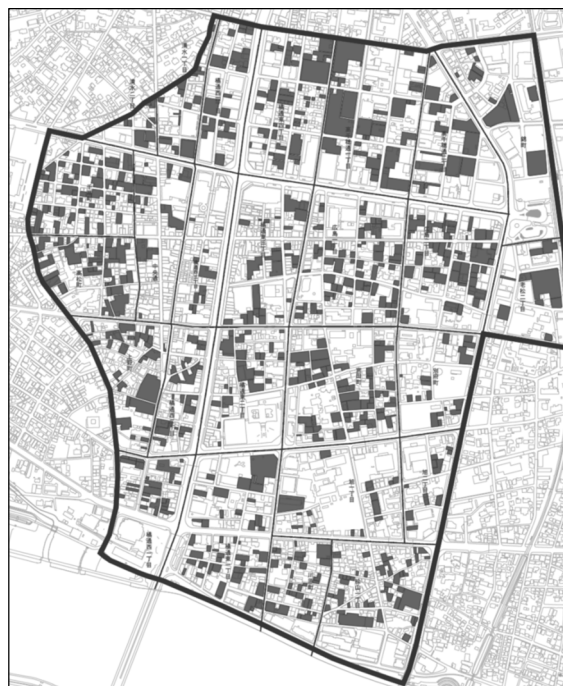
本県の県土面積は7,735k㎡と全国第14位の広さで、国土の2%を占めている。本県は9市14町3村で構成され、各市町村には、歴史・文化、企業・産業、地域社会・人材等の多種多様で豊富な地域資源が賦存している。また、戦後の人口増化に伴い、高度経済成長期を中心に県内各地域には公共施設や道路・橋梁等の社会インフラが大量に整備され、膨大な公共ストック資源を保有・管理している。例えば、県が管理する公共ストックの保有量をみると、公共施設数846、道路総延長は2,919km、橋梁2,026橋、トンネル125本、治水ダム13ヶ所、海岸堤防総延長65km等となっており、市町村が管理する公共ストックも加えるとさらに大きな規模となる。また、戦後の本県の人口増に加え、農業振興等の産業振興方策を背景に、圃場整備、山林開発、市街地形成等が進められ、県内が抱える

農地、山林、土地・建物（住宅・ビル）等の民間ストックも膨大な総量となっている。

しかし、人口減少や少子高齢化を背景に、本県では地域資源を適切に管理・保全する人的・社会的システムが弱体化しており、地域資源の劣化や消滅が加速度的に進行している。伝統神事神楽の後継者不足に代表される伝統芸能・文化の衰退・消滅、限界集落が生まれる背景となっているコミュニティや集落の機能の低下、耕作放棄地の増大といった農地・山林等の生産基盤の遊休化・未利用化、中心市街地の空地・空き家・空店舗等の増加等にみられる民間ストックの不良化、余裕教室や休廃校の増加に代表される公共施設・スペースの余剰化等、人口減少・少子化を背景とした地域資源に係る諸問題が本県において並行的・加速度的に進行している。例えば、宮崎市では中心市街地の空地が増加傾向にあり、2016年の空地率は18%以上に上昇している。今後、これらの地域資源の適切な管理・保全が行われない場合、深刻な資源劣化や外部不経済の発生等が進行することが見込まれている。（図表4）

地域資源の劣化に歯止めをかけ、人口減少・少子高齢化時代に対応した地域資源の適正化や効率的な管理・保全等を行うためには、新たな地域資源のマネジメントを推進する人的・社会的システムの再構築を図る必要があり、「地域資源創成学」の理論・手法に基づく、高度な地域資源マネジメントに係る人材の開発と供給が期待されている。

図表4 宮崎市の中心市街地の空地の状況



区分	2001年	2006年	2016年
面積	19.7ha	21.6ha	29.7ha
空地率	12.2%	13.3%	18.3%

資料：宮崎市

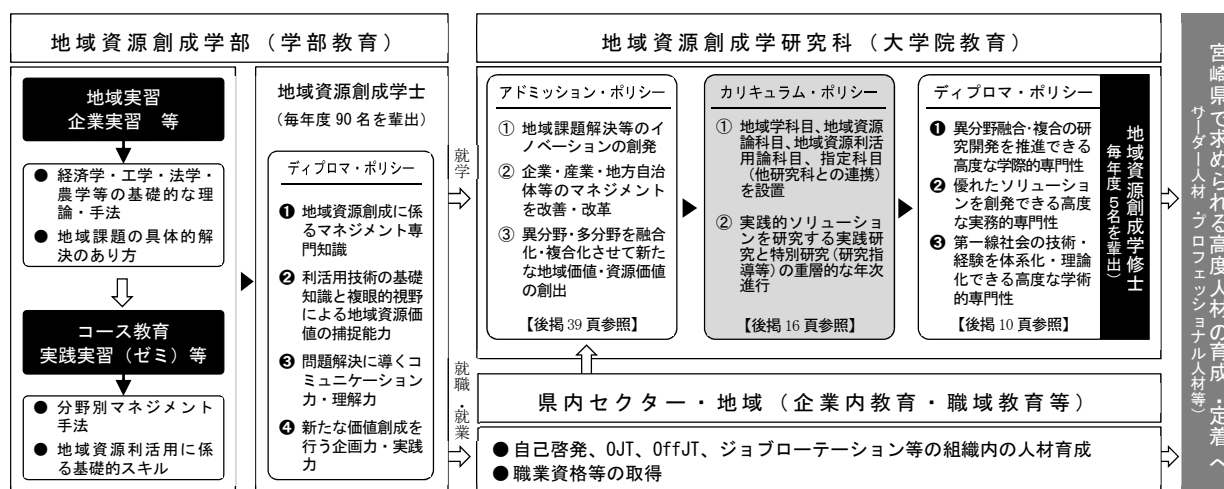
エ 「地域資源創成学」を通じた地域人材の育成と地域定着

本県の成長・発展に貢献する本学の役割として、地域課題の具体的な解決に資する地域人材の育成を進めるとともに、本学が育成した人材を地域課題に直面している県内の多様なセクター（企業、地方自治体、各種団体等）又は地域（市街化地域、中山間地域、農村地域、人口減少地域等）に定着させることが期待されている。2016年に開設した本学部では、学生は「地域資源創成」に係る経済学、工学、法学、農学等の基礎的な理論・手法を学修するとともに、こうした理論・手法を活用した地域課題の具体的な解決のあり方について地域実習・企業実習等を通じて修得することを目指している。また、2年後学期からは企業マネジメントコース、地域産業創出コース、地域創造コースの3つに分かれ、将来の進路を展望した分野別のマネジメント手法及び地域資源利活用に係る基礎的スキル等を修得する実践実習を進展させることとしている。こうした教育課程を経

て、本学部第1期生は2020年3月卒業を予定し、同年4月から本県の企業、産業、地方自治体、地域社会等の多様なセクター・地域へ新卒者として就職・定着する見込みとなっている。本学部が今後地域に輩出する卒業生は毎年度90人程度を見込み、本学部のディプロマ・ポリシー（資料2参照）に掲げた専門性や能力を修得し、既設の学部・学科とは異なる新たな人材として活躍することが期待されている。卒業後のキャリアアップについては、就職・定着先となる各セクター・地域のなかで、OJT、OffJT等を通じて各分野の高度専門能力・技術を確保した人材となるべく研鑽を積み、より高度な専門性を確保した地域人材として成長を遂げ、将来的には地域社会を牽引するリーダーやプロフェッショナルとなることが期待されている。

しかし、加速化・深刻化する本県の地域課題に迅速且つ的確に対応するためには、学部教育では養成が困難なより高い水準の人材育成を県内の他のセクター・地域に委ねるだけではなく、本県の現状や将来的な展望に立ちながら、大学院教育を通じて積極的に担うことが求められている。また、本学の有する研究教育資源を動員して、地域課題の解決等に資する研究や社会貢献の取組のより一層の推進も期待されている。このことから本研究科では「地域資源創成学」に係る教育研究の充実や高度化を図り、本県の地域課題に対して適切なソリューションを提示するための人材の育成や研究成果の創出を進めていくこととする。（図表5）

図表5 「地域資源創成学」に係る学部教育と大学院教育の考え方



資料2 地域資源創成学研究科のポリシー

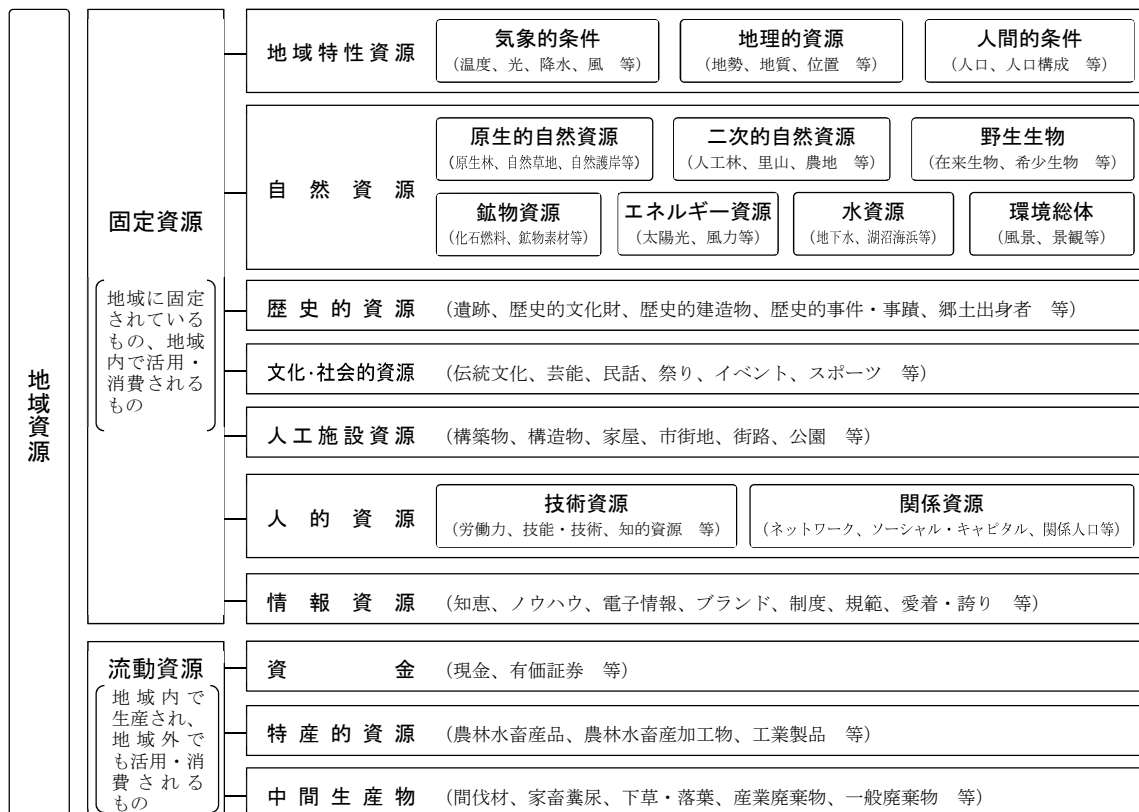
(3) 「地域資源創成学」のフレーム・学域と実践研究の推進

ア 「地域資源創成学」のフレーム

本研究科が教育研究の対象とする「地域」とは、「人間が協同して自然に働きかけ、社会的・主体的に、かつ自然の一員として、人間らしく生きる場、生活の基本圏域であり、人間発達の間、自己実現の間、文化を継承していく場」（中村剛治郎『地域政治経済学』（2004年））である。そし

て、そこに賦存する「地域資源」とは、「地域内に存在する資源であり、地域内の人間活動に利用可能な（あるいは利用されている）、有形、無形のあらゆる要素」（三井情報開発株式会社『いちから見直そう！地域資源』（2003年））と考える。（図表6）

図表6 地域資源創成学研究科における「地域資源」のフレーム



資料：三井情報開発株式会社『いちから見直そう！ 地域資源 - 地域資源を高める地域づくり』を基に作成地域内で生産され、地域外でも活用・消費されるもの

「地域資源創成学」は、「地域資源」を人間が「地域」で生きていくために必要不可欠な諸要素と考え、これらを生かし新たな価値を創出するイノベーションを通じ、自律的で持続可能な地域社会づくりを探求する実践的な学問として捉える。

イノベーションとは、シュンペーター（Joseph Alois Schumpeter）がその著書「経済発展の理論」において理論化したとおり、技術的な諸要素を新たに組み合わせる「新結合」（new combination）を通じ、従来とは異なる創造的な価値を創出することである。本研究科が考える「イノベーション＝新結合」も、「地域」が異なる専門分野の知識や技術を融合・複合させて、「地域資源」の高度な利活用を進め、新たな創造的価値を創出するための諸活動、すなわち「地域資源創成」に向けた地域の多様な活動と考える。

イ 「地域資源創成学」の学域

本学では「地域資源創成学」の学域を、学部と大学院に連続する共通の教育研究の概念として

位置づけ、自然科学、人文科学、社会科学等の知的・学術的所産を基盤とする下記の3つの領域により構成する。

第一の領域は、「地域学」に係る領域である。「地域学」では、人は「安心して幸福に生きていく」ために、何らかの関係とそのための場を必要とし、このような「関係」と「場」に必要な条件とそれを実現する方法が「地域学」の役割であるとされる(柳原邦光・光多長温・家中茂・仲野誠編著『地域学入門—〈つながり〉をとりもどす—』(2011年))。本研究科が確立や推進を目指す「地域資源創成学」は、広義には既存の「地域学」という学術分野の一つとして位置づけ、「地域学」の理論や方法を教育研究の基礎として考える。

第二の領域は、地域資源の理解に係る「地域資源論」の領域である。前掲のとおり、本研究科では「地域資源」を広義・多義に捉えているが、大別すると①人間と自然に関する地域資源(自然科学)、②人間と人間に関する地域資源(人文学系)、③人間と社会制度・システムに関する資源(社会科学)の3つの分野から成り立っている。3分野にまたがる多様な地域資源を異分野・多分野の教育研究分野を融合・複合化する視点から把握・分析を行い、地域資源創成に向けた適切な資源評価を行う「地域資源論」を深化させることが、自律的で持続可能な社会づくりを探究する上で重要となってきた。

第三の領域は、「地域資源利活用論」に関する領域である。地域資源の利活用には、資源の有効活用にとどまらず、既存の資源の保全や継承、新たな資源の開発や活用、老朽化した資源の再生や清算、有害な資源の無害化や除去など、豊かで健全な社会づくりに向け、地域資源の利活用に係る諸システムを総合的に捉え研究することが必要である。このため「地域資源利活用論」では、企業の経営・サービス、地方自治体のガバナンス・政策、産業の振興・活性化、法律・制度の運用・改正、歴史・文化、アイデア、知的財産等、地域のマネジメントに係る諸分野のシステムを対象にして、地域資源の利活用に係る総合的な研究を進めることが重要である。

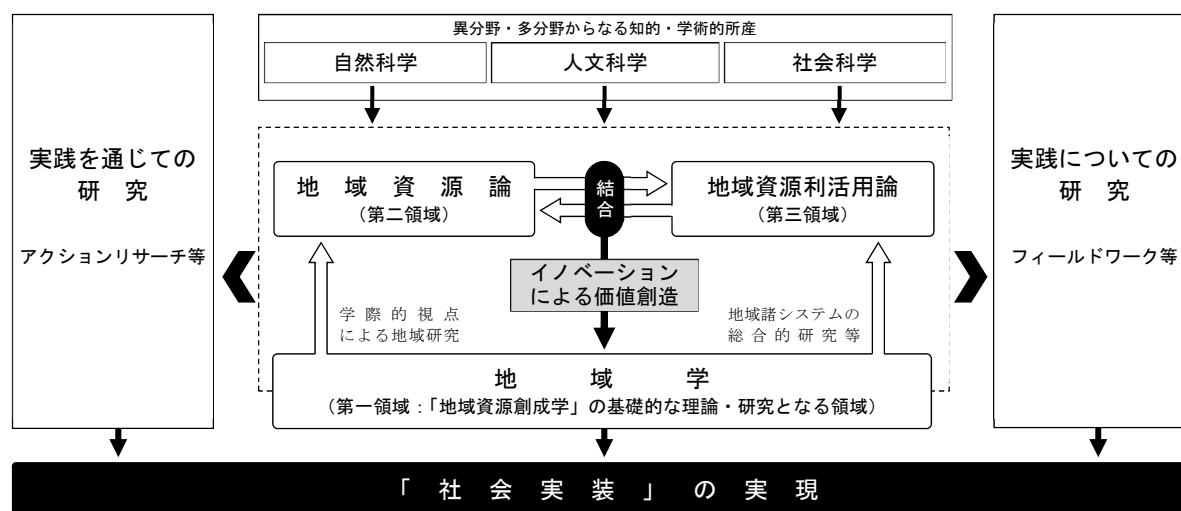
ウ 「地域資源創成学」における実践研究

前掲の「地域資源創成学」の第二と第三の領域は、相互に結合することによりイノベーション＝新結合が創発され、新たな創造的価値の創出に貢献するものである。こうした結合は研究を通じた成果の創出のみならず、それを実際に社会に適用する「社会実装」を目指す取組でもある。「社会実装」を実現するため、「地域資源創成学」においては「実践研究」の取組が極めて重要となっている。

「実践研究」とは、①実践についての研究と②実践を通しての研究の2つに区分できる(南風原朝和・市川伸一・下山晴彦『心理学研究入門—調査・実績から実践まで』(2001年))。①実践についての研究とは、「研究者がフィールド(現場)に出向き、フィールドにいる人々を対象に行われる調査研究」であり、観察調査及び参与観察等のフィールドワークに代表される。②実践を通しての研究とは、「研究者が対象者について働きかける関係をもちながら、対象者に対する援助と研究(実践)を同時に行っていく研究」であり、望ましいと考える社会的状態の実現を目指して研究者と研究対象者とが展開する共同的な社会実践の取組であり、アクションリサーチに代表される。

したがって、「地域資源創成学」では、研究者自らが積極的に地域の現場に出向き、その研究内容に合わせたフィールドワークに取り組むとともに、研究者と研究対象者が協働したアクションリサーチを行い、地域資源創成に係る「社会実装」の実現を目指すものである。(図表7)

図表7 「地域資源創成学」を構成する3つの領域と2つ実践研究



(4) 本研究科で修得を目指す専門性及び養成する人材像

本研究科は、前掲の「地域資源創成学」のフレーム及び領域で示したとおり、地域学、地域資源論、地域資源利活用論の3つの領域で構成される教育研究を通じ、地域に賦存する多様な地域資源の利活用から新しい創造的価値の創出を行い、今後の社会経済環境の変化に対応可能な強靱で持続可能な地域社会の形成を推進・実現することが可能な高度な専門性を確保した人材養成を目指す。

教育研究を通じて修得を目指す高度専門性及び養成する人材像は下記のとおりとなっている。

(図表8)

ア 修得を目指す高度専門性（ディプロマ・ポリシー）

修得を目指す高度専門性は、本研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）として位置づけ、以下の3つの高度専門性を修得した人材養成を目指す。

① 異分野融合・複合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性

我が国の学術体系は深化・分化を経て専門分野が細分化・固定化しており、大学・大学院の教育研究においても分野相互の学術的交流・融和が希薄化している現状にある。一方、地域を取り巻く課題は高度化・複雑化しており、特定分野の専門的知識・人材のみで対応することが困難な状況になりつつある。このため、大学・大学院等の地域の教育研究機関に対して、企業、産業、地域社会、地方自治体等からは、異分野・多分野にまたがる専門知識を総合化・融合化・複合化した実効性のある研究開発の推進が期待され、高度な学際的知識の確保が求められている。

本学が地域資源創成学部を設置した主要な背景の一つには、こうした大学・大学院と地域社会との教育研究に係るミスマッチを解消し、地域が要請する異分野融合・複合による研究開発の推進に教育研究の立場から応えることにあった。現在、本学では地域資源創成学部と他学部間の交流密度を高め、異分野融合・複合を志向した学際的な視点に基づく教育研究を推進している。

本研究科では、本学の異分野融合・複合に向けた取組成果をより一層進展させ、学内の学部・研究科間の連携強化を図りながら、自然科学、人文科学、社会科学の各系統から「地域資源創成学」の学域化の取組の一層の拡充を図る。そして「地域資源創成学」の学域の教育研究プログラムを通じ、地域資源創成に係る高度な学際的専門性を修得することを目指す。

② 優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性

地方創生や地域活性化に係る高度な諸課題を解決するためには、産学官地域の広範の知見を結合したイノベーションを通じ新たなソリューションを創発することが必要である。このためには産学官地域が十分な連携の下で異分野融合・複合の共同研究を推進することが重要である。しかし、大学等の学術研究機関には、企業・産業・行政等が抱える組織的・経営的課題の背景、生産・サービスに係る技術的・制度的問題の所在、消費者・住民等の社会的ニーズやマーケットの動向等について把握・分析を行うための人材・情報・経験が十分に確保・蓄積されておらず、実務上の課題やニーズが、学術分野に十分に反映されていないことが課題となっている。

一方、医学、理学、工学、情報科学等の学術分野では、近年、画期的な科学技術が相次いで開発されており、企業・産業はもとより地域社会や行政からも、新技術の円滑な導入・定着や有効活用の加速化等が求められている。しかし、企業・産業・行政等の実務者側に科学技術に対する本質的理解が欠如し、AI等の先端的な新技術に対して過信や過度の期待から活用上の過誤、不適切な環境整備・制度設計等が行われていることが懸念されている。

高度化、複雑化する地域的・社会的課題の発見・解決のためには、学術分野と実務分野を繋ぎ、新たな科学技術を課題解決に向けた優れたソリューションの創発に向けて利活用できる高度な実務的専門性を確保した人材が必要である。

本学部では学術と実務の連携の強化を進め、学術研究の成果を企業・産業・行政等の実務分野に活用し、生産性の向上、新たな地域資源価値の創出等を展開する取組を進めている。例えば、本県の特産品である釜炒り茶については、生産農家の事業承継、生産性の向上、新たな付加価値の創出等が課題となっているが、生産農家の経営改善から商品開発・販売までを総合化し、伝統的な釜炒り茶の新たな地域資源としての鉱脈化を推進する「茶業6次化」に向けた学術・実務連携型の研究プロジェクトなどがある。本研究科では、これらの成果を生かし、学生が地域資源創成学を基盤とし、学術成果を優れたソリューションとして社会に定着・普及することができる高度な実務的専門性を修得することを目指す。

③ 第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性

人口減少・少子高齢化等を背景に、地域は解決が困難な課題に直面し、その克服に向けた取組を持続的に進めている。このなかで本県のように人口減少・少子高齢化が全国平均より速く進行している地域の多くが、課題解決を通じてこれまで集積・蓄積された豊富な技術・経験を基盤に「課題先進地域」から「“課題解決”先進地域」への転換を遂げていることが、国の調査結果（内閣府「小さな拠点の形成に関する実態調査」、総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」等）から明らかになっている。しかし、地域に集積・蓄積された“課題解決”に資する技術・経験等の学術的な体系化・理論化は十分に進展していない現状があり、地域と密接な関係を構築している地方国立大学・大学院は、こうした取組を教育研究の立場から進展させることが強く求められている。

これらの現状を踏まえ、本学部では企業、産業、地域社会、行政等の第一線社会との連携を深化させ、人口減少の進展や地域資源の劣化等の課題に対応可能な高度な専門実務の体系化・理論化を図る取組を進めている。例えば、全国共通の課題となっている休廃校問題については、2017年に本学部教員と廃校活用に取り組む実務家とで組織する「廃校等活用研究会」を発足させ、統廃合によりコミュニティの中核となる学校を失った地域の廃校施設活用を通じた再生ソリューション・スキームの体系化・理論化についての調査研究を進めている。本研究会の取組の成果として、本学部主導により廃校活用の体系化・理論化を目的とする官民地域連携型の「九州廃校学会」の設立が2018年に実現した。

本研究科では、地域課題に向き合う企業、地域社会、行政等との接続性をいかに、本県をはじめ全国の“課題解決”先進地域が有する技術・経験等の高度な専門実務の利活用に係る学術的な体系化・理論化に係る調査研究をより一層推進する。そして、それらの成果を生かした教育研究プログラムを通じ、学生が地域資源創成に係る第一線社会の技術・経験に関する学術的な体系・理論についての高度な学術的専門性を修得することを目指す。

イ 養成する人材像

学術領域・体系としての「地域資源創成学」を修得した高度人材の養成を目指す。これらの高度人材は、本県の企業、産業、地方自治体、地域社会等の多様なセクターの中核において、「地域資源創成学」をいかした持続可能なマネジメントの執行や地域資源の利活用を通じたイノベーションの創発等を担えるリーダー又はプロフェッショナル人材として、地域に定着し活躍することが期待されている。このため、ディプロマ・ポリシーで掲げた3つ高度専門性をいかに、下記の3つの高度人材像のいずれかを担える能力・資質を確保した人材の育成を図る。（図表8）

① 地域的・社会的課題を解決するためのイノベーション創発が可能な高度人材

高度化・複雑化する地域的・社会的課題を解決するためのソリューション、スキームの開発には、従来にはなかった発想の転換や先端技術の導入などのイノベーションの創発が必要不可欠と

なる。

本研究科では、地域的・社会的課題を専門的な知識・能力に基づき多元的・複眼的視点から分析できる俯瞰力を学修するとともに、自立的・主体的な課題解決能力や地域の組織・人材を牽引できるリーダーシップ力の確保や、社会に貢献する高い志と意欲の涵養を図り、地域的・社会的課題の解決に有効なイノベーションを創発することができる高度な実務人材の養成を目指す。

② 企業・産業・地方自治体等の包括的なマネジメントを担うことが可能な高度人材

地域社会の構造を従来の枠組み・分野で捉えることが困難となってきており、例えば産業構造をみると農林水産業の6次産業化に象徴されるように、産業分野の垣根を超えた企画、生産、販売、サービスといったマネジメントに求められる条件が大きく変化してきている。また、公共分野においてもPPP（公民連携）型の公共経営や政策手法が定着し、官民の枠組みを超えた新たなパブリックマネジメントの導入が自治体経営、地域経営に求められる時代となっている。こうした背景から、企業・産業・地方自治体等のマネジメントを点検し、社会経済環境の変化に対応できるマネジメントの不断の改革・刷新を行うことが可能な包括的なマネジメント能力を確保した人材の養成が必要となっている。

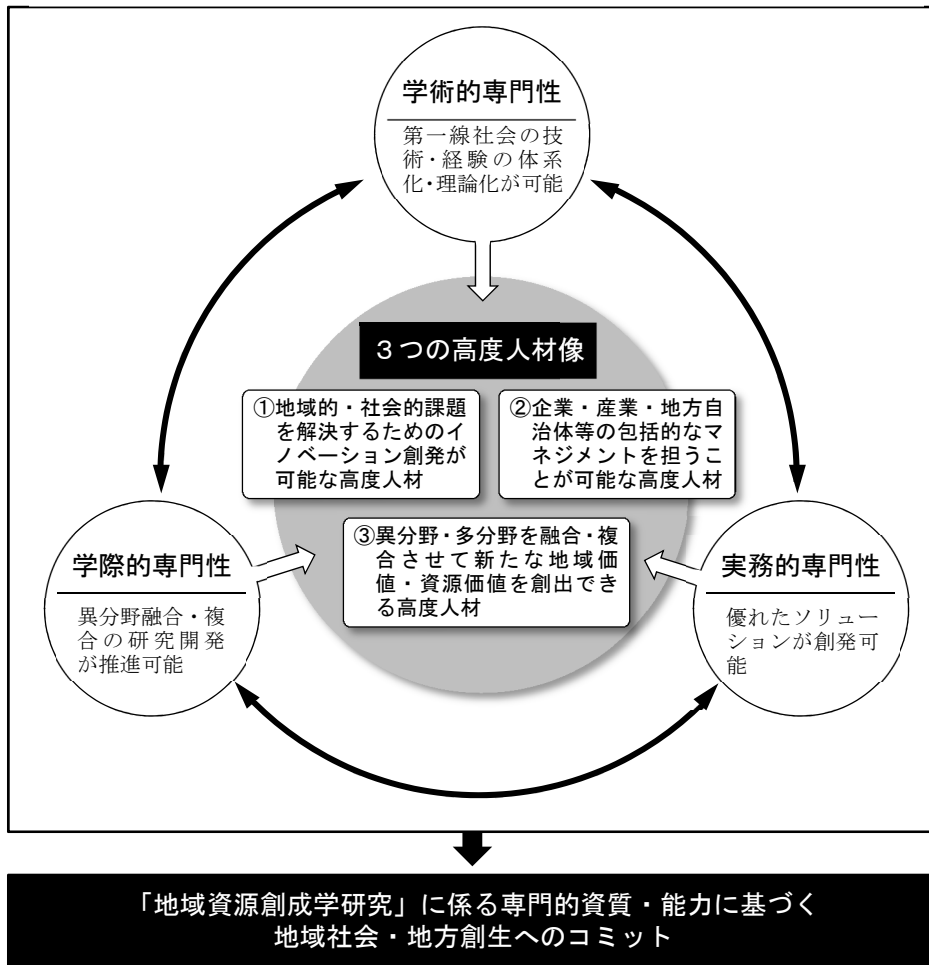
本研究科では、企業・産業・地方自治体等の経営者・理事者のマネジメントを支え、その改善や改革の原動力となることができる、高度で包括的なマネジメントを担う高度な実務人材の養成を目指す。

③ 異分野・多分野を融合・複合させて新たな地域価値・資源価値を創出できる高度人材

地方創生、地域活性化、企業・産業再生等において、異分野・多分野の専門的知識の総合化・融合化・複合化を図り、地域課題の解決に資する実効性のあるソリューションを開発するとともに、地域資源の高度な利活用を通じ、新たな地域価値、資源価値を創出することが重要となってきている。

本研究科では、学術的な体系や理論に基づき、地域が進める新たな地域価値、資源価値を創出する取組を支援し、持続可能な地域社会の実現に教育研究の分野から貢献できる「地域資源創成学」に係る高度な学術研究分野の人材の養成を目指す。

図表 8 修得を目指す「3つの高度専門性」と「3つの人材像」の養成



2 設置課程の構想

「地域資源創成学」の深化・発展を担う中核的な教育研究機関として、また、本県をはじめとする地域の要請に適切に対応するため、本研究科等を修了した学生、学位（修士）を有する社会人等を対象とした博士課程を設置し、今後の地域資源創成学の発展、企業・産業、官公庁等における研究開発、組織マネジメント等を担う研究者・実務家等の養成を目指した構想を有している。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科の名称

本研究科の基礎となる地域資源創成学部は、我が国の地域社会が抱える人口減少と少子高齢化、地域経済の疲弊や雇用機会の減少、地域コミュニティの崩壊などの諸課題の解決に向けて、地域に存在する豊富な「地域資源」を活用してイノベーションを創発し、新しい創造的価値を生み出すことのできる人材の養成を目的とすることから、その名称を「地域資源創成学部」とした。

本研究科は、地域学、地域資源論、地域資源利活用論の3つの領域で構成される高度な教育研究を推進し、地域に賦存する多様な地域資源の高度な利活用から新しい創造的価値の創出を目指す。さらに、こうした価値創出を通じて、人口減少社会、人生100年時代、地方分権社会等の今後の社会経済環境の変化に対応可能な強靱で持続可能な地域社会の形成を推進・実現することが可能な高度人材の育成を図ることを目的とする。

このことから、日本語名称は、研究科は「地域資源創成学研究科」とし、専攻は「地域資源創成学専攻」とする。

英語名称は、本学部の英語名称“Faculty of Regional Innovation”と同様に、地域を自律的で持続可能な社会に革新することを目的としていることから、地域資源創成を“Regional Innovation”と表記し、本研究科が学部における教育研究の更なる発展であることを踏まえ、研究科は“Graduate School of Regional Innovation”、専攻は“Department of Regional Innovation”とする。なお、文部科学省の地域科学技術振興施策の「地域イノベーション戦略支援プログラム」は“Regional Innovation Strategy Support Program”、地域イノベーション学会は“Society for Regional Innovation Studies”と表記しており、“Regional Innovation”は、既に教育・研究機関等で使用されているため、本研究科の英語名称としても適切に認識され、受け入れやすい英語表記であると考えられる。

(2) 学位の名称

本研究科地域資源創成学専攻の課程を修了した者に、「修士(地域資源創成学)」の学位を授与する。

「修士(地域資源創成学)」の英語名称は、“Master of Regional Innovation”とする。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の考え方

ア 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

人口減少や少子高齢化等を背景に、宮崎県をはじめ国内各地域では地域資源の枯渇・劣化・消滅等が危惧されている。また、有限で貴重な地域資源に新たな複眼的な視点から評価を与え、それらを効率的・効果的にマネジメントすることで、生産性・付加価値性の高い地域社会を形成することが求められている。人口減少や少子高齢化等を背景に、宮崎県をはじめ国内各地域では地域資源の枯渇・劣化・消滅等が危惧されている。また、有限で貴重な地域資源に新たな複眼的な視点から評価を与え、それらを効率的・効果的にマネジメントすることで、生産性・付加価値性の高い地域社会を形成することが求められている。こうした課題解決や地域的・社会的要請に的確に対処するためには、学部教育と大学院教育の「学びの連続性」を確保して本学部をはじめ学部学生の卒業後の学修の場を整備することが重要である。加えてアドミッション・ポリシーに掲げたイノベーションの創発、マネジメントの改善・改革、異分野融合による新たな地域価値の創

出等に対して強い関心と意欲を有する社会人等の人材を対象に専門教育、リカレント教育、高等教育の場として機能することも必要である。

こうした学修や教育の場となるためには、人口減少・少子高齢化等の地域課題や地域的・社会的要請に適宜的確に対処し、異分野・多分野からなる複眼的視点や学際性を確保した教育カリキュラムの整備が不可欠であり、以下の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教育課程を編成し、本研究科の教育を実施する。

① 教育課程の編成の方針

- 多様な地域や地域課題を理解し、地域資源を高度利活用するための専門的知識・理論・方法等を学修するため、専門科目として①地域学科目、②地域資源論科目群、③地域資源利活用論科目群を設置する
- PBL等の実践的ソリューションを研究する実践研究及び学生の個別研究を教育的に進展させる特別研究（研究指導等）を重層的に年次進行させていく
- 実践研究・特別研究の十分な成果を得るため、教育研究モジュールの形成を通じて専門科目を有機的に組み合わせて履修させ、教育の質保証及び教育的効果の向上を図る

② 教育課程の実施の方針

- 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確にし、周知する
- 主体的に考える力を育成するために、アクティブ・ラーニング（双方向型授業、グループワーク、発表など）、演習・実践を積極的に取り入れた授業形態、指導方法を行う
- 実践研究、特別研究は学生の状況を鑑みながら研究の指導・支援を行い、異分野融合の視点からの履修が可能となるよう、複数の研究領域の主指導教員、副指導教員で構成する履修指導グループにより教育研究モジュールの形成等を通じて指導を行う
- 成績評価基準、方法に基づき厳格な評価を行う

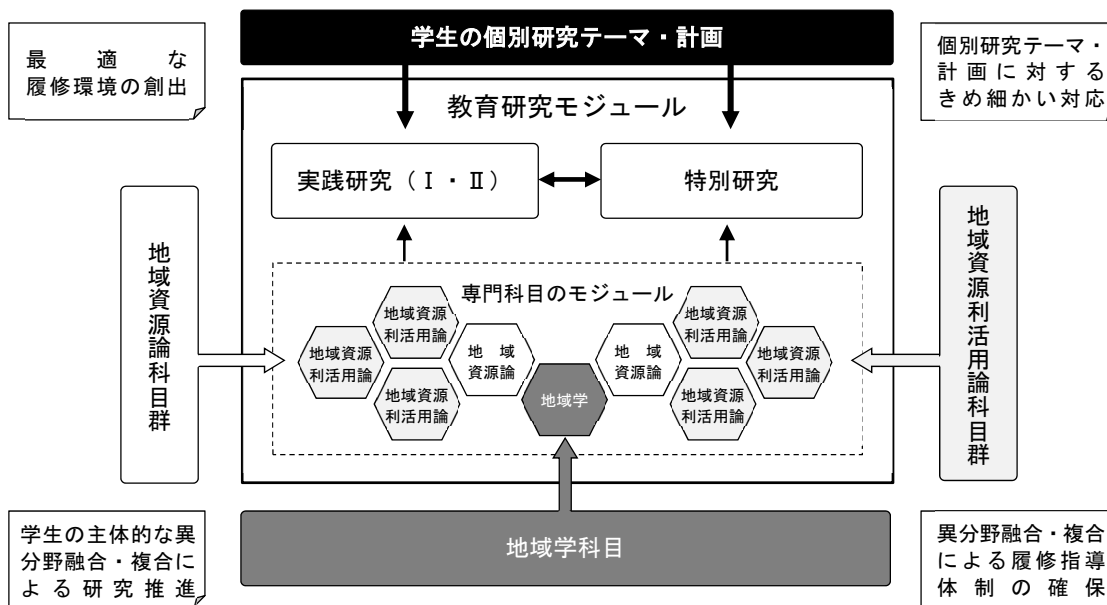
資料3 学部教育と大学院教育の「学びの連続性」

イ 「教育研究モジュール」の形成

「地域資源創成学」の多様性・専門性を確保した教育課程をいかに、学生の個別研究テーマ・計画にきめ細かく対応するため、実践研究、特別研究を中心に、地域学科目（必修科目）、地域資源論科目群（選択科目）、地域資源利活用論科目群（選択科目）の中の専門科目を有機的に組み合わせた「教育研究モジュール」の形成を通じた指導を行う。主指導教員、副指導教員をはじめモジュール科目を担当する各教員が学生一人ひとりに最適な履修環境を創出し、適切な研究指導、

科目指導を行う。こうした「教育研究モジュール」の形成による指導を通じ、異分野・多分野からなる各専門分野を融合・複合した研究を学生が主体的に進めることが可能な研究環境と履修指導体制を確保する。(図表 9)

図表 9 「教育研究モジュール」の考え方と形成

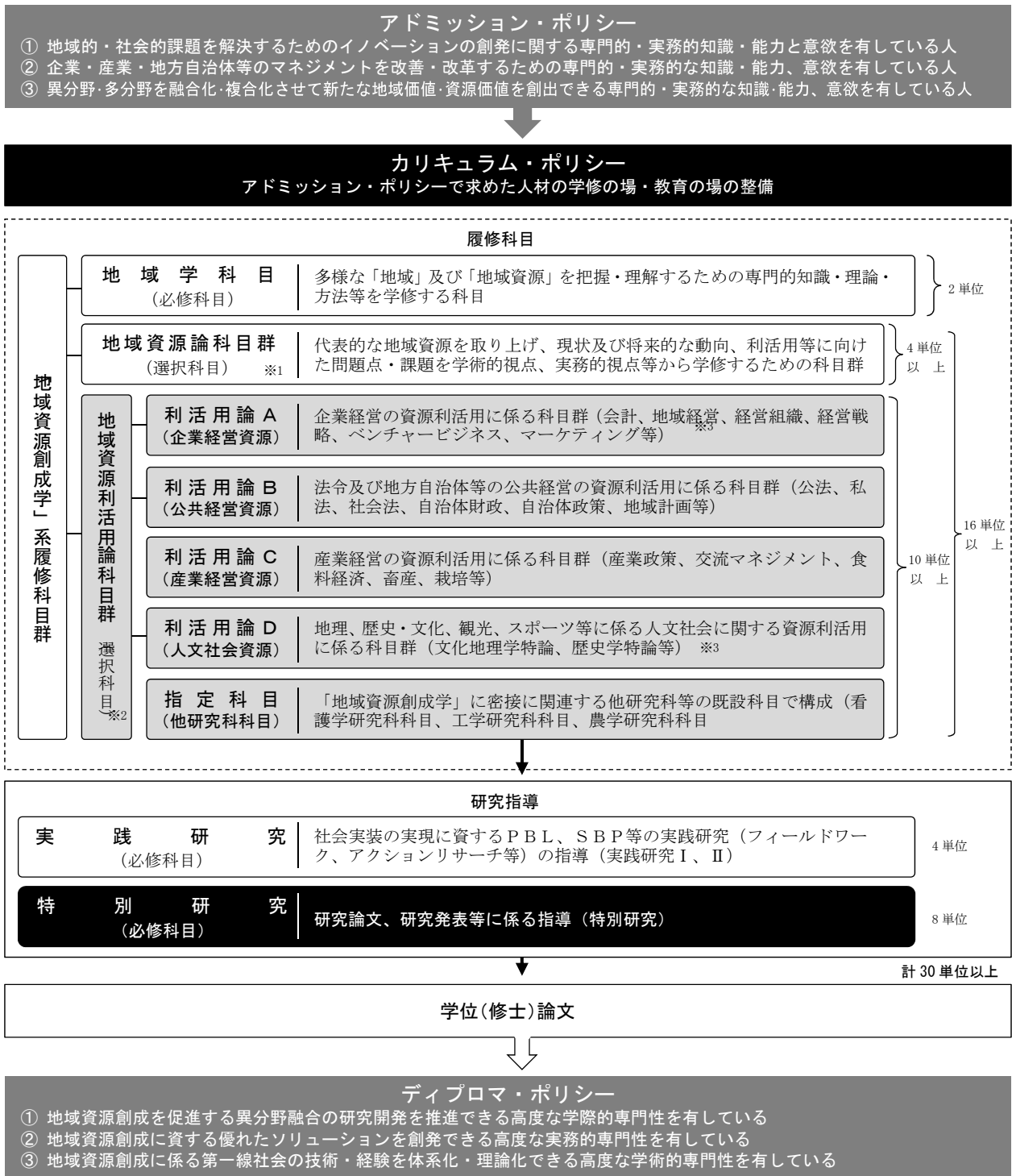


ウ 授業科目の概要

ディプロマ・ポリシーとして位置づけた3つの高度専門性（①異分野融合・複合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性、②優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性、③第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性）を確保するため、「地域資源創成学」系の履修科目として、①地域学科目、②地域資源論科目群、③地域資源利活用論科目群を中核的な教育課程として編成する。また、高度で多様な専門的な教育研究課題に対応するため、本学既設の他研究科等（修士課程）の専門科目のうち、「地域資源創成学」に密接に関連する科目を履修科目として指定し、他研究科との連携を通じた多様性・専門性を確保した教育課程を編成する。

①地域学科目、②地域資源論科目群、③地域資源利活用論科目群の履修を通じ、「社会実装」に資するPBL（プロジェクト又はプロブレム・ベースド・ラーニング）型の実践的ソリューションを研究する④「実践研究」や、学生一人ひとりの個別研究を教育的に進展させる⑤特別研究（研究指導等）を重層的に年次進行させていく。(図表 10)

図表 10 地域資源創成学研究科の科目群と体系



※1 地域資源論 (選択科目) は、3 科目のうち 2 科目 (4 単位) 以上を履修すること

※2 地域資源利活用論 (選択科目) は、利活用論 (A~D) 26 科目・指定科目 23 科目のうち、5 科目 (10 単位) 以上を履修すること

※3 指定科目とする他研究科等既設科目 (23 科目) は 2 科目 (4 単位) までを修了要件の所要単位に含めることを可能とする

① 地域学科目（必修：2単位）

本研究科では、「地域資源」を「地域内に存在する資源であり、地域活性化に利用可能な（あるいは利用されている）、有形、無形のあらゆる要素」として捉えている。こうした多様な地域資源を包含する「地域」を把握・理解するためには、細分化された教育研究領域だけではなく、異分野・多分野を総合化・融合化・複合化し、複眼的視点から「地域」を把握・理解することが必要となる。

このため、多様な「地域」及び「地域資源」を高度に把握・理解するための専門的知識・理論・方法等を学修する「地域学」科目として、地域学特論を設置する。

② 地域資源論科目群（選択：4単位以上）

多様な「地域資源」のうち、地域活性化、地域産業創出等に資する代表的な地域資源を取り上げ、地域資源が置かれた現状及び将来的な動向、利活用等に向けた問題点・課題を学術的視点、実務的視点等から総合的に学修するための「地域資源論」に係る科目群を設置する。

異分野・多分野を融合化・複合化し、新たな地域価値・資源価値を創出するためには、地域資源を多角的・複眼的視点から捉える能力が必要である。このため、「地域資源論」科目群は、主要資源を主要3学系（自然科学、人文科学、社会科学）の視点から整理し、地域資源特論Ⅰ（自然科学系）、地域資源特論Ⅱ（人文科学系）、地域特論Ⅲ（社会科学系）の3つの特論を設置する。

③ 地域資源利活用論科目群（選択：10単位以上）

少子高齢化、人口減少社会に対応した地域活性化、地方創生の実現には、地域資源の適切な利活用が必要不可欠となる。地域資源の利活用においては、地域を構成する企業・産業、行政、地域社会・住民等の各セクターにおいて、地域資源の高度で効率的な利活用を進めることが求められる。「地域資源利活用論」では、こうした地域資源の利活用に係る専門的理論・知識・方法、ネットワーク等を体系化して学修するとともに、現実社会における地域課題の具体的解決、社会経済環境に即した利活用の高度化等に資するよう、学術面と実務面の両面に対応したA～Dの4つの分野で構成する。

- | | |
|-----------|--|
| A（企業経営資源） | 「経済学」系科目を主体に企業経営に係る人材・組織、設備・技術、資本・資金、情報、文化・風土等の資源を対象とした利活用分野 |
| B（公共経営資源） | 「法学」系科目を主体に法令及び国・地方自治体（都道府県・市町村）等の公共セクターの組織、人材、政策・サービス、財源等の資源を対象とした利活用分野 |
| C（産業経営資源） | 「農学」系科目をはじめ地域の主要産業に係る農林水産、観光、商工等の産業経営に係る資源を対象とした利活用分野 |
| D（人文社会資源） | 地理、歴史・文化、観光、スポーツ、民俗学等に係る人文社会に関する資源を対象とした利活用分野 |

本科目群には総計で 26 科目を設置する。内訳は、地域資源利活用論 A（企業経営資源）は 6 科目（①会計学特論、②地域経営特論、③創造的組織特論、④経営戦略特論、⑤イノベーションマネジメント特論、⑥マーケティング戦略特論）、B（公共経営資源）は 7 科目（①民法特論、②雇用と法特論、③自治体財政特論、④自治体政策特論、⑤地域計画特論、⑥地域環境政策特論、⑦農村フィールド研究特論）、C（産業経営資源）は 7 科目（①産業政策特論、②交流マネジメント特論、③食料・農業経済学特論、④世界経済特論、⑤畜産学特論、⑥栽培学特論、⑦食品学特論）、D（人文社会資源）は 6 科目（①コミュニケーションと地域活性化特論、②文化地理学特論、③歴史学特論、④観光学特論、⑤スポーツ文化特論、⑥民俗学特論）となっている。（図表 11）

図表 11 5つの地域資源利活用論の構成

区分	摘要
地域資源利活用論 A (企業経営資源)	概要：「経済学」系科目を主体に企業の組織、人材、資本、サービス等の企業経営資源に係る利活用科目で構成 科目：①会計学特論、②地域経営特論、③創造的組織特論、④経営戦略特論、⑤イノベーションマネジメント特論、⑥マーケティング戦略特論（6科目）
地域資源利活用論 B (公共経営資源)	概要：「法学」系科目を主体に法令及び国・地方自治体（都道府県・市町村）等の公共セクターの組織、人材、政策・サービス等の公共経営資源に係る利活用科目で構成 科目：①民法特論、②雇用と法特論、③自治体財政特論、④自治体政策特論、⑤地域計画特論、⑥地域環境政策特論、⑦農村フィールド研究特論（7科目）
地域資源利活用論 C (産業経営資源)	概要：「農学」系科目をはじめ地域の主要産業に係る農林水産、商工等を対象とした産業経営資源に係る利活用科目で構成 科目：①産業政策特論、②交流マネジメント特論、③食料・農業経済学特論、④世界経済特論、⑤畜産学特論、⑥栽培学特論、⑦食品学特論（7科目）
地域資源利活用論 D (人文社会資源)	概要：地理、歴史・文化、観光、スポーツ、民俗学等に係る人文社会に関する資源を対象とした利活用科目で構成 科目：①コミュニケーションと地域活性化特論、②文化地理学特論、③歴史学特論、④観光学特論、⑤スポーツ文化特論、⑥民俗学特論（6科目）

加えて、高度な専門性や学際性・多様性を確保し、地域的・社会的課題に対応した履修体制を確保するため、本学の看護学研究科、工学研究科、農学研究科が設置する既設科目のうち、「地域資源創成学」に密接に関連するものを本研究科が履修科目として指定する。（図表 12）

指定科目は「地域資源利活用論」科目群に位置づけ、看護学研究科連携 2 科目、工学研究科連携 8 科目、農学研究科連携 13 科目の総計 23 科目で構成する。指定科目は異分野・他分野の融合・複合による専門性の確保をより強化・高度化する科目群として、地域資源利活用論 A～D を補完する役割を果たす。

地域資源利活用論科目群の履修にあたっては、学生は、利活用論 A～D（26 科目）と指定科目（23 科目）の中から任意に 5 科目以上を選択するものとする。ただし、選択する 5 科目のうち、利活用論 A～D の中から 3 科目以上を含むことを義務付ける。また、指定科目の履修については、履修の前提として学士課程の知識が必要となることから、学生が指定科目の履修を計画する場合は当該学生の学部時の専攻及び履修科目履歴・成績等を確認し、指定科目の履修に係る必要十分な学力が担保されていることを確認した上で履修科目としての登録を認める。また、指定科目の

担当教員と連携し、個別に別途指導が必要な場合は、主指導教員、副指導教員で組織する履修指導グループが学修に必要な所要の措置を講じる。

図表 12 指定科目の構成

区分	摘要
「看護学研究科」指定科目 (2科目)	①地域看護学特論、②成人・老年療養支援看護学特論
「工学研究科」指定科目 (8科目)	①海岸環境工学特論、②環境防災水理学特論、③廃棄物循環資源学特論、④交通計画特論、⑤交通地盤工学、⑥再生可能エネルギー論、⑦データ解析特論、⑧オペレーションズ・リサーチ特論
「農学研究科」指定科目 (13科目)	①果樹園芸学特論、②農業経営経済学特論、③農業技術発達論、④森林経済学特論、⑤水循環科学特論、⑥応用生態学、⑦国土管理保全学特論、⑧資源生物学特論、⑨食品機能化学特論、⑩畜産食品科学特論、⑪海岸生態学特論、⑫動物生理栄養学特論、⑬暖地草地管理学

④ 実践研究（必修：4単位）

「地域資源創成学」では実践性を重視し、社会実装を目指した実践研究の取組に重点をおいている。このため、本研究科では地域プロジェクト又は地域課題（プロブレム）解決を目的としたPBL型（プロジェクト又はプロブレム・ベースド・ラーニング）、SBP型（ソーシャル・ビジネス・プログラム）の「実践研究」科目を設ける。地域学、地域資源論、地域資源利活用論の学修成果の具体化や地域資源創成学の社会実装を図ることを目的に、主指導教員、副指導教員等の指導の下、学生の研究能力や意欲、地域とのネットワークをいかし、学生が主体的に地域プロジェクトの推進や、地域課題解決に取り組む。こうした取組については、フィールドワーク、アクションリサーチ等を科学的かつ適切な方法で実施できるよう、主指導教員等が適宜指導を行う。

「実践研究」は、「実践研究Ⅰ」（1年次）、「実践研究Ⅱ」（2年次）として実施するが、「実践研究Ⅰ」は、当該学生の大学（学部）卒業論文テーマ、職場・職域（社会人）、主指導教員、副指導教員の紹介等により特定のフィールドを設定する。次に、主指導教員のもと地域の関係者ととも解決すべき学術的課題を設定し、基礎的な調査を実施する。「実践研究Ⅱ」は、地域課題に係る学術的アプローチを踏まえた課題研究の推進し、フィールドワーク、インターンシップ等の手法を用いて地域との協働による地域課題解決のための実践知を探求するものとする。

⑤ 特別研究（必修：8単位）

学生の研究テーマ・研究計画等に基づき、「特別研究」として主指導教員が研究指導等を行う。「特別研究」では、学生が主指導教員の指導の下、研究テーマを決定するとともに、修士課程中の研究計画を立案する。決定した研究テーマ及び研究計画に基づき、学生が研究テーマに係る先行研究の整理、仮設の設定等を適切且つ円滑に推進できるよう、主指導教員は副指導教員等と連携して研究計画に基づく指導を適宜行う。

図表 13 実践研究の取組例

区分	地域資源管理研究	企業マネジメント研究	地域政策研究	地域産業活性化研究
学位（修士） 論文例	日本ワインブームにおけるワイナリー経営に関する研究－品質向上とブランドマネジメントを中心に－	地域に根ざした調剤薬局経営のあり方に関する研究－宮崎市A薬局グループを事例に－	地域自主組織によるコミュニティバス運営に関する研究－宮崎市A地区の事例－	インバウンドに対応した観光資源の開発とマネジメントに関する研究－宮崎県A市を事例に－
実践研究Ⅱ	○宮崎県内の特定のワイナリーの顧客に対してマーケティング手法に基づく調査を行い、顧客満足度を高めるための提言をまとめる	○Aグループの顧客に対してマーケティング手法に基づく調査を行い、顧客満足度を高めるための提言をまとめる	○A地区住民及びコミュニティバス顧客に対してマーケティング手法に基づく調査を行い、利用者満足度を高めるとともに経営安定化のための提言をまとめる	○A市のインバウンドに対してマーケティング手法に基づく調査を行い、顧客満足度を高めるための提言をまとめる
実践研究Ⅰ	○宮崎県内の特定のワイナリーについてアンケート・ヒアリング調査を実施する ○ワイナリーの全国的動向について通じて宮崎県内のワイナリーの特性を明らかにする	○宮崎市を事例に調剤薬局の分布図の作成や経営状況についてアンケート・ヒアリング調査を実施する ○調剤薬局の全国的動向（大手薬局の広域化）について業界情報および他地域との比較を通じて宮崎市の特性を明らかにする	○宮崎市A地区を事例にコミュニティバスの運行・利用状況や経営状況についてアンケート・ヒアリング調査を実施する ○他地域の運営方法（行政直営）との比較を通じて宮崎市における地域自主組織による運営の特性を明らかにする	○A市を事例に観光資源の現状調査や観光資源を活用した組織マネジメントの現状と課題に関する調査を実施する ○インバウンドに対応した観光地づくりの全国的動向について他地域との比較を通じてA市の特性を明らかにする

(2) 教育課程編成の特色

ア 「地域資源創成学」に係る異分野・多分野で構成する科目・教員

「地域資源創成学」に係る教育課程を編成するため、経済学、法学、農学等の「地域資源創成」に係る専門分野を融合化・複合化した履修を行えるよう、地域学、地域資源論、地域資源利活用論に係る異分野・多分野の学際的な科目を設置する。各科目の教授は1人又は複数の教員が担当し、経済学、法学、農学等の各専門分野の専門性を担保しつつ、学生が学術と実務の複眼的な視点を学修できるよう、また、経済学、法学、農学をはじめとする異分野・多分野の専門性を融合化・複合化できる専門性を学修できるよう指導を行う。

イ 「履修指導グループ」による組織的研究指導体制の整備

学生の入学時に主指導教員1人を決定するとともに、学生の研究テーマ・計画に即して、副指導教員2人を決定し、主指導教員とともに「履修指導グループ」を形成し、教育研究モジュールの形成等、総合性、学際性を確保した研究指導を組織的に行う。（図表 14）

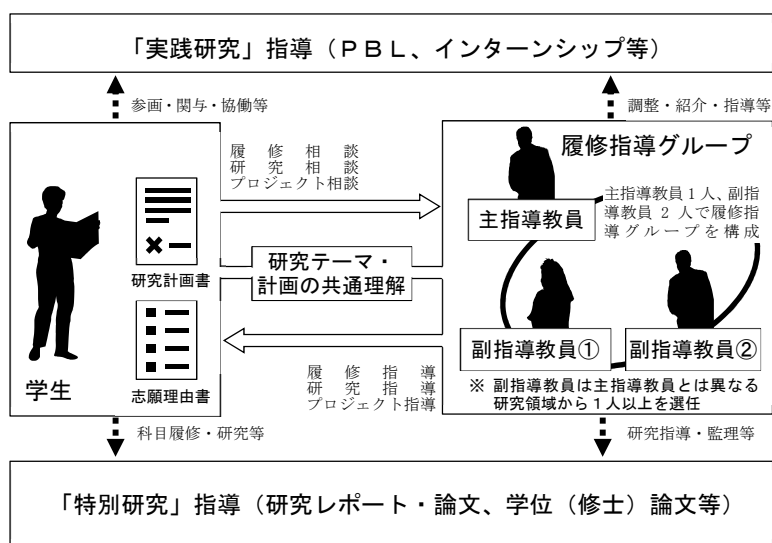
「履修指導グループ」は、実践研究（Ⅰ、Ⅱ）、特別研究の指導を担当し、論文研究及びプロジェクト研究、フィールドワーク、アクションリサーチ等の指導にあたる。

また「履修指導グループ」は、学生からの個別に相談等に応じて履修科目指導を行うとともに、学生一人ひとりの課程修了後のライフデザイン等を視野に入れた進路指導等も担う。

「履修指導グループ」を構成する教員のうち主指導教員の選任については、原則として学生が入学時に提出する研究計画書・志願理由書等に記載した指導教員とする。主指導教員は入学後に

行うオリエンテーション等において学生に対して履修指導グループ及び副指導教員の概要・目的・役割等を周知するとともに、当該学生の研究計画・仮説・方法等に係る意見等を聴取し、個々の学生の研究が計画的・科学的に進展し、当初予定した研究成果が十分に得られるよう、副指導教員の選任を行う。副指導教員の選任にあたっては、異分野・多分野からなる専門性を融合化・複合化した指導を行えるよう、主指導教員とは異なる研究領域から1人以上を副指導教員とする指導体制を確保する。副指導教員は、主指導教員が策定する研究指導計画書に明記し、同書を研究科委員会で審議した後に決定し、学生に通知する。

図表 14 履修指導グループによる学生指導体制



また、主指導教員・副指導教員は社会人学生に対応できるように昼夜間ないし集中講義、長期履修に柔軟に対応する。

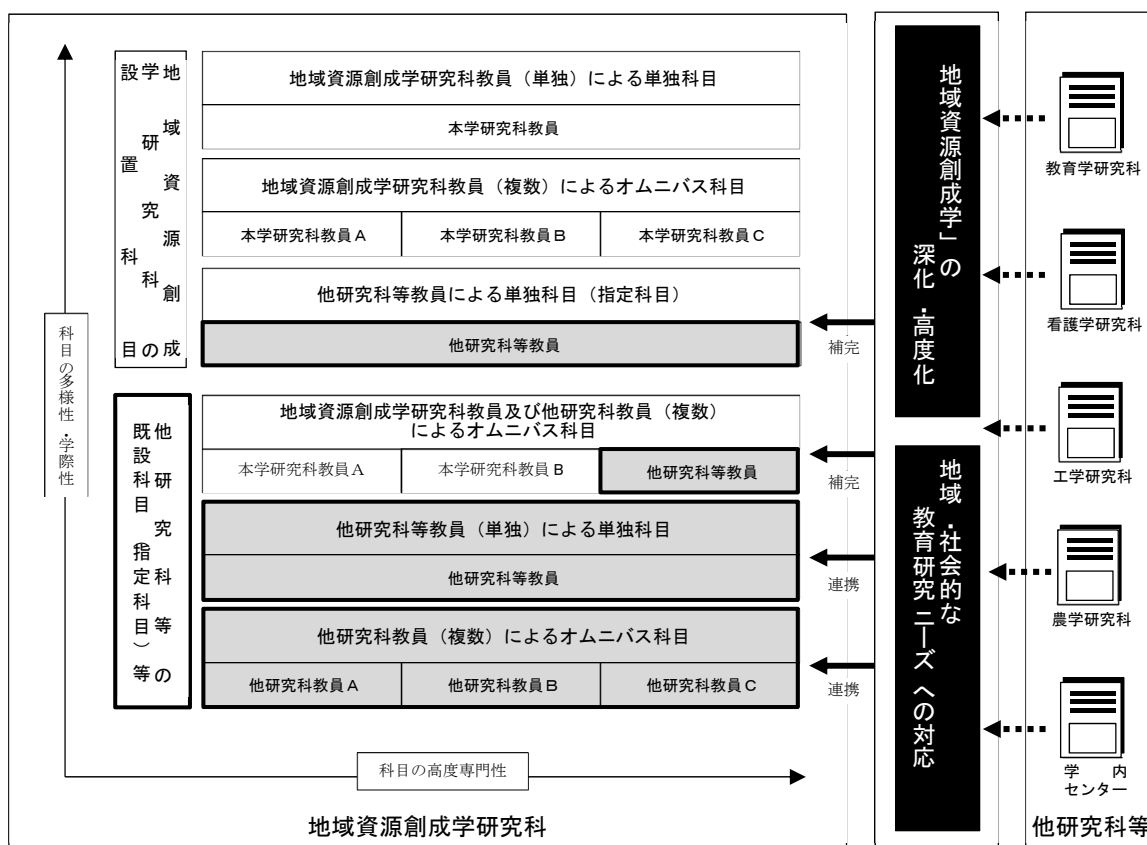
また、主指導教員・副指導教員は社会人学生に対応できるように昼夜間ないし集中講義、長期履修に柔軟に対応する。

ウ 本学の他研究科等と連携した多様な専門性と高度な専門性の両面確保

学生が多様で高度な専門的領域を学修することができるよう、本学の他研究科等(看護学研究科、工学研究科、農学研究科、学内センター)と連携し、前掲のとおり地域資源創成学系科目又は「地域資源創成学」に密接に関連する他研究科等の既設科目を指定科目として配置する。指定科目の選定にあたっては、全学のポリシーである「異分野融合を軸に『地の利、人の利』をいかした教育研究等の推進」を図る観点から、①「地域資源創成学」の深化・高度化、②地域・社会的な教育研究ニーズへの対応することを目的に、科目担当教員の専門性、設置科目の目的・教育研究の内容等を総合的に判断して決定する。

これにより、学生が本研究科の教員の専門の枠組みを超えた異分野の科目を選択することが可能となり、地域資源創成学の研究をさらに深化させるための知識・技能の習得を目指す。(図表 15)

図表 15 科目設置に係る他研究科等と地域資源創成学研究科との連携・補完のスキーム



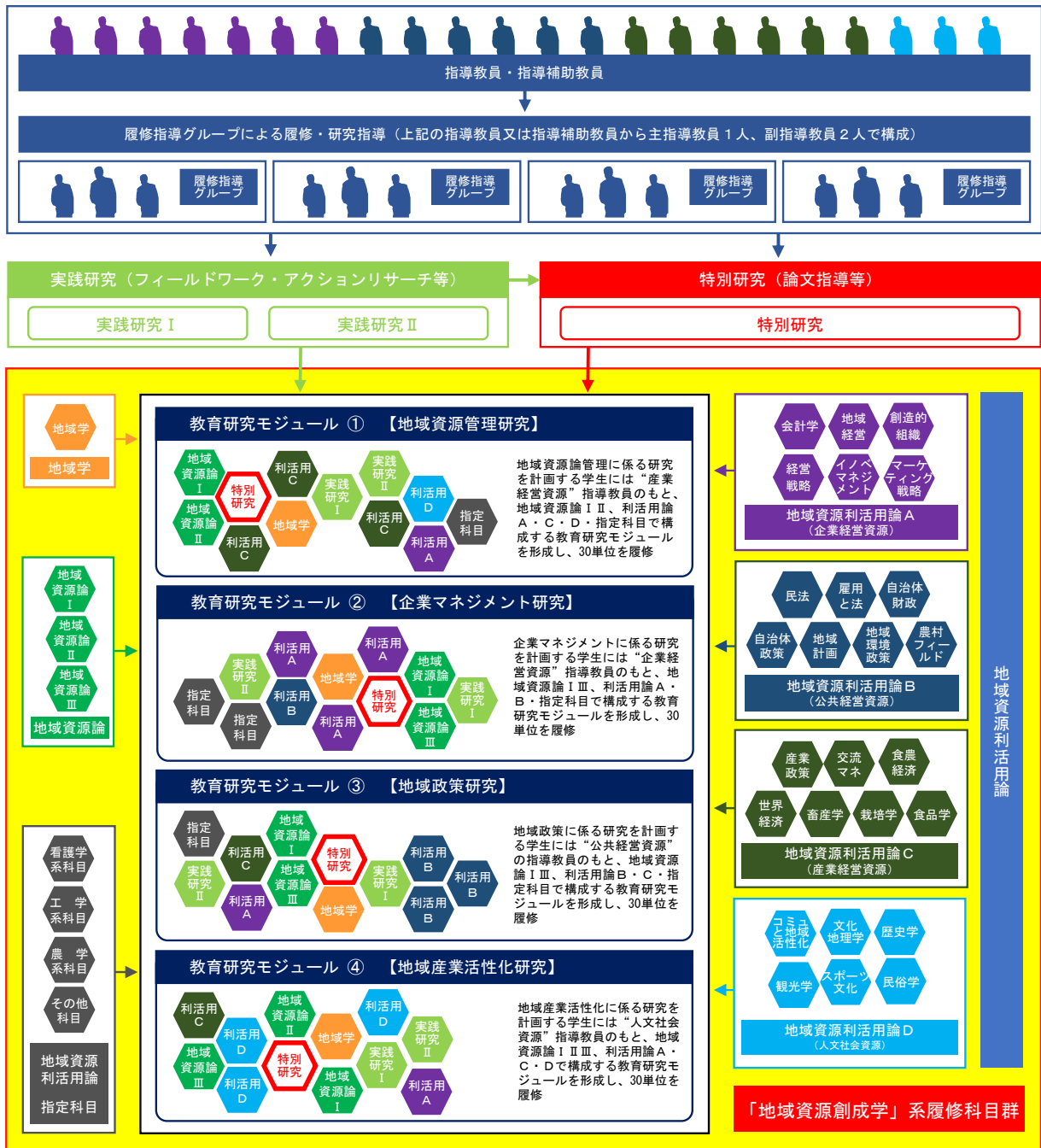
エ 「教育研究モジュール」の形成を通じた専門領域を融合・複合した研究指導

前掲の主旨導教員、副指導教員で構成する履修指導グループが、学生の研究計画、能力・資質、就学環境（社会人学生の場合は就業状況等）を踏まえ、専門科目である地域資源創成学系科目群（①地域学科目、②地域資源論科目群、③地域資源利活用論科目群）を有機的に組み合わせ、専門領域を融合・複合した指導を実践研究（Ⅰ、Ⅱ）、特別研究において取り組むことができるよう、「教育研究モジュール」を活用する。「教育研究モジュール」の形成にあたっては、主旨導教員は学生に対して標準的な履修モデル（30単位取得）を提示した上で、研究計画書、志願理由書等を基に個別指導を行い、本研究科のディプロマ・ポリシー並びに研究テーマの達成に向けた計画的な履修科目の修得になるよう配慮する。

学生に対して示す履修モデルは、「教育研究モジュール」の形成を通じて異分野・多分野の融合・複合化による研究を明示的に理解させる目的から、①地域資源管理研究、②企業マネジメント研究、③地域政策研究、④地域産業活性化研究の4モデルを提示する。（図表 16）

資料 4 履修モデル

図表 16 「教育研究モジュール」の形成に基づく履修科目の編成と指導の考え方



- 学生一人ひとりの個別の研究テーマ・計画にあわせ、カスタマイズされた最適な教育研究モジュールを構築する
- 各教育研究モジュールでは、「地域資源創成学」に求められる総合性や異分野融合性を担保し、学際的専門性、実務的専門性、学術的専門性を確保した指導を行う

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

ア 組織編成

本研究科では、地域課題に関連する自然科学、人文科学、社会科学の複数分野の、幅広い知識

及び技術を同時に培う「異分野融合・複合教育」を実現し、理論と実践を結合させるため、現行の本学部の教員を中心に、19人の教員組織を編成する。経済学、法学、農学等の学術的領域を中心に、「自然・人文・社会の各科学系の研究者教員」と、「豊富な実務経験を持つ実務家教員」により構成する。

イ 教員の年齢構成

本研究科の専任教員19人のうち、教授が7人、准教授が11人、講師が1人である。専任教員の年齢構成については、完成年度（2022年3月31日）で、40歳代が11人、50歳代が4人、60歳代が4人となっており、教育研究水準の維持及び活性化にふさわしいバランスのとれた年齢構成となっている。

資料5 国立大学法人宮崎大学職員就業規則

(2) 教員組織編成の特色

本研究科の異分野融合・複合教育を実現するため、地域産業の活性化に必要なマネジメント分野の教員に加え、地域の課題や地域資源の価値を複眼的な視点から捉えるため、社会・人文科学、及び農学・工学の利活用技術の基礎知識を教授する教員を配置する。配置する教員は、文系・理系の各研究者教員13名と民間企業、自治体から採用した豊富な実務経験を持つ優秀な実務家教員6名で構成されており、実務家教員も全員修士以上の学位を有している。（実務家教員のうち、博士の学位を有している教員は3名）

なお、地域課題の解決のための教育研究にあたっては、従来の専門分野の壁を越えて教員が連携し、異分野を融合化・複合化する必要があるため、協働して地域課題解決の教育研究を行う。

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

地域資源創成学研究科では、前掲のとおり①異分野融合・複合の研究開発を推進できる高度な「学際的専門性」、②優れたソリューションを創発できる高度な「実務的専門性」、③第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な「学術的専門性」の3つの能力の養成を目指すこととしている。このため、本研究科では、①「学際的専門性」を担保する教員の多様な専門分野から構成される地域資源創成系科目、②「実務的専門性」を修得する機会である地域をフィールドとした関係者との協働を通じた実践知の探究が可能な研究教育カリキュラムの構築、③「学術的専門性」を涵養するための高度な学術的研究成果（学術論文、学会発表等）を創出できる高い品質の研究指導の3つを教育方法の基本的支柱として考える（教育方法の3支柱）。

支柱①については、所属教員の組織の多様な専門性を最大限に生かし、地域資源創成学を構成する地域学、地域資源論、地域資源利活用論の3領域からなる「地域資源創成学」系履修科目（53科

目)を設置する。地域資源創成学の理解を深めるために、「地域学」科目(地域学特論、2単位)は必修とするとともに、「地域資源論」科目群(地域資源論Ⅰ(自然科学系)、Ⅱ(人文科学系)、Ⅲ(社会科学系))は、地域資源の多様な領域の理解を深めるため3科目のうち2科目を選択とする。

支柱②については、地域課題の解決に向けた優れたソリューション能力等を養うために、地域課題解決に求められる実務的な実践知を修得する「実践研究」を設置し、必修とする。

支柱③については、「特別研究」において地域資源創成学に係る学術知を集大成し、学術専門誌、学会等での学術的審査・検証等にも耐えうる研究成果の独創性を担保することが可能な研究指導を行う。

その教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件は以下のとおりである。なお、学位(修士論文)を「特定の課題等についての研究成果」に代えて修学する学生の教育方法、履修指導、研究指導は、一般の学生と同様のものとするが、異なる要件等については、後掲「7 特定の課題についての研究成果の審査」中に記載している。

(1) 教育方法

ア 「地域学」科目(必修:2単位)

「地域学」科目として、地域学特論を設け、1科目2単位の必修科目として学生全員を対象とする。

- 地域学特論(2単位:1年次担当:講義)

イ 「地域資源論」科目群(選択:4単位以上)

「地域資源論」科目として、地域資源特論Ⅰ(自然科学系)、地域資源特論Ⅱ(人文科学系)、地域資源特論Ⅲ(社会科学系)を設け、2科目4単位以上の選択科目として学生全員を対象とする。

- 地域資源特論Ⅰ(自然科学系)(2単位:1年次担当:講義・オムニバス方式)
- 地域資源特論Ⅱ(人文科学系)(2単位:1年次担当:講義・オムニバス方式)
- 地域資源特論Ⅲ(社会科学系)(2単位:1年次担当:講義・オムニバス方式)

ウ 「地域資源利活用論」科目群(選択:10単位以上)

「地域資源利活用論」科目として、地域資源利活用論A(6科目)、B(7科目)、C(7科目)、D(6科目)を設け、5科目10単位以上の選択科目として学生全員を対象とする。

● 地域資源利活用論A(企業経営資源)

- 会計学特論(2単位:1年次担当:講義)
- 地域経営特論(2単位:1年次担当:講義)
- 創造的組織特論(2単位:1年次担当:講義)
- 経営戦略特論(2単位:1年次担当:講義)
- イノベーションマネジメント特論(2単位:1年次担当:講義)
- マーケティング戦略特論(2単位:1年次担当:講義)

● 地域資源利活用論B（公共経営資源）

- 民法特論（2単位：1年次配当：講義）
- 雇用と法特論（2単位：1年次配当：講義）
- 自治体財政特論（2単位：1年次配当：講義）
- 自治体政策特論（2単位：1年次配当：講義）
- 地域計画特論（2単位：1年次配当：講義）
- 地域環境政策特論（2単位：1年次配当：講義）
- 農村フィールド研究特論（2単位：1年次配当：講義）

● 地域資源利活用論C（産業経営資源）

- 産業政策特論（2単位：1年次配当：講義）
- 交流マネジメント特論（2単位：1年次配当：講義）
- 食料・農業経済学特論（2単位：1年次配当：講義）
- 世界経済特論（2単位：1年次配当：講義）
- 畜産学特論（2単位：1年次配当：講義）
- 栽培学特論（2単位：1年次配当：講義）
- 食品学特論（2単位：1年次配当：講義）

● 地域資源利活用論D（人文社会資源）

- コミュニケーションと地域活性化特論（2単位：1年次配当：講義）
- 文化地理学特論（2単位：1年次配当：講義）
- 歴史学特論（2単位：1年次配当：講義）
- 観光学特論（2単位：1年次配当：講義）
- スポーツ文化特論（2単位：1年次配当：講義）
- 民俗学特論（2単位：1年次配当：講義）

エ 実践研究（必修：4単位）

「実践研究」として、実践研究Ⅰ（2単位：1年次配当）、Ⅱ（2単位：2年次配当）を設け、2科目4単位の必修科目として学生全員を対象とする。主指導教員、副指導教員の専門領域に沿って、研究に必要な基礎理論、情報収集・分析、実習・実験技術等を学ぶ

オ 特別研究（必修：8単位）

特別研究を設け、8単位の必修科目として学生全員を対象とする。主指導教員、副指導教員の専門領域に沿って、研究に必要な基礎理論、情報収集・分析、実習・実験技術等を学ぶ

(2) 研究指導方法

研究指導教員は、主指導教員1人、副指導教員2人の計3人体制とし、前掲のとおり「履修指

導グループ」として、組織的な体制の下で研究指導にあたる。研究指導教員の決定（3人）は、入学試験時に提出する研究計画書及び4月の入学後のオリエンテーションの際に本人の研究分野や関心を確認し、主指導教員が策定する研究指導計画書に明記し、研究科委員会が決定するものとする。研究指導教員は、本人の関心及び学位（修士）論文テーマを勘案し、履修モデル（教育研究モジュール）を踏まえた受講科目の選定を指導するものとする。

学位（修士）論文の提出に際しては、提出予定年次（2年次以降）に当該学生に「学位（修士）論文題目届」を提出させ、研究科委員会において、個別の「学位（修士）論文指導委員会（以下、「論文指導委員会」という。）」を提出予定年次の前学期中に設置する。論文指導委員会に所属する教員は、論文題目等を踏まえて、主・副の研究指導教員（3人）に加えて必要な教員を加えることができるものとする。学位（修士）論文を提出する学生は、提出締切りの期日までに論文指導委員会が開催する中間報告会にて2回の報告を義務付けるものとする。

論文指導委員会は、学位（修士）論文提出日から所定の期日内に当該論文の審査及び最終試験を行い、学位認定に係る審査意見を研究科委員会に報告するものとする。審査にあたっては、透明性・客観性・公平性を確保したなかで、論文指導委員会の委員が専門的立場から論文審査及び最終試験を行い、学位認定に係る意見を集約できるよう、①研究科所属教員が傍聴可能な公開審査・最終試験とするとともに、②主指導教員・副指導教員による論文指導の経緯及び当該論文の専門性・独創性に係る所見の報告、③委員の全会一致方式による学位認定に係る審査意見の取りまとめ、④必要に応じ学内外からのセカンドオピニオンを確保できる仕組みづくり等を行うものとする。

研究科委員会は、論文指導委員会の審査意見を踏まえて論文審査及び最終試験の可否の判定及び学長への判定結果の報告を行うものとする。研究科委員会からの判定結果の報告に基づき、学長は学位授与の可否について最終決定を行うものとする。なお、学長が決定した学位授与の結果については、研究科委員会が当該学生に通知することとする。

(3) 研究倫理に関する教育方法

本学では、在籍する研究者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会との健全な関係の構築・維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律することが求められることから、日本学術会議「科学者の行動規範について(2006年声明)」及び本学「研究活動の不正行為への基本的対応方針(2007年制定)」において定めている研究者の行動規範等を踏まえ、研究者の行動規範を策定し厳格に対応してきた。新たに策定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（以下、「新ガイドライン」という。）」(2014年8月26日付け文部科学大臣決定)が2015年4月1日から運用されることに伴い、本学においても新ガイドラインに沿った「宮崎大学研究者等行動規範」を2015年度に設け、研究者倫理の確保と研究不正行為等の撲滅に取り組んでいる。

具体的な取組としては、研究倫理教育の教材として APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN)

を利用し、本学に所属するすべての研究者に受講を義務付けている。また、コンプライアンス教育として、教職員・学生に対し、外部講師等による「研究遂行上の遵守事項に関する説明会」等を定期的実施している。また、学部学生に対する全学共通の必修科目として「大学入門セミナー」、「大学専門セミナー」、「情報数量スキル」等の履修を課し、そのなかで研究者倫理の確保、研究不正行為の防止等について具体的に指導を行っている。

本研究科では、地域社会と密接に接続した研究を行う学生や研究者倫理及び研究行為に係るコンプライアンス教育を経験していない社会人、外国人等の学生も想定している。研究者倫理を欠いた研究不正行為、不適切・不誠実な研究活動を本研究科の学生が行った場合、学生はもとより本学と社会との信頼関係、ひいては科学技術全体に対する信頼を損なうことにもなることから、主指導教員をはじめ履修指導グループ、論文指導委員会等が適宜適切な指導を行うとともに、履修科目とは別に下記の教育機会を設け、すべての学生に受講等を義務付けるものとする。

① 研究倫理教育教材の受講

研究倫理教育教材である「APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)」の受講及び主指導教員に対する受講結果の報告を毎年度義務付ける。

② コンプライアンス教育の受講

研究倫理、研究不正防止等を題材とした学内で実施する講演会、研修会等のコンプライアンス教育を指定し、年1回以上の受講を義務付ける。

資料6 本学のコンプライアンス教育の取組例

(4) 履修指導

標準修業年限は2年とする。ただし、学生が企業・地方自治体等に職員として在職している等の理由で標準修業年限を超えて計画的に本研究科の教育課程を履修し、修了することを申し出た場合は、その計画的な履修を認める（長期履修制度）。標準修業年限を超える期間の限度は2年とする。

入学時にオリエンテーションを実施し、科目編成に関する考え方、履修に係る規程、方法、計画等について説明するとともに、学位取得等の修了要件の周知を徹底する。受講科目の履修については、当該学生の学・職歴及び研究内容・計画を検討した上で、「地域資源創成学」系履修科目（53科目）の中から必修科目1科目、選択科目8科目以上を履修させ、18単位以上を取得させる。履修にあたっては、指導教員を中心に履修指導グループの教員が、履修モデル、履修スケジュール等を示しながら助言指導を行う。

資料7 履修方法

資料8 論文指導スケジュール

(5) 修了要件等

修了要件は、本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目30単位以上を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、学位（修士）論文の審査及び最終試験に合格した者とする。また、長期履修制度による在学期間は最長4年間とする。

所定の授業科目30単位以上のうち、「必修科目」は、地域学（特論）2単位、実践研究（Ⅰ・Ⅱ）4単位、特別研究8単位、計14単位の履修を、「選択科目」は、資源論科目（特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）の中から4単位以上、「地域地域資源利活用論科目（A～D）・指定科目の中から10単位以上の履修を修了要件とする。（図表17）

学位（修士）論文の審査及び最終試験については、論文指導委員会委員が提出された学位（修士）論文の内容について、①研究の背景・目的、②研究の方法、③研究データの整理・解析、④研究の結果・成果、⑤論文の体裁・体系、⑥研究倫理・コンプライアンスへの対応等の各項目についてそれぞれ評価を行い、さらにディプロマ・ポリシーに掲げた事項を基に、当該論文の学術的意義、独自性、新規性等を総合的に審査する。最終試験は提出された学位（修士）論文を基に口頭試問等により可否を判定する。これらの審査及び最終試験に合格した者は、所定の学内手続きを経て、学長が学位を認定・授与する。

図表 17 養成する人材像の教育課程における実現性



7 特定の課題についての研究成果の審査

学生の研究課題の内容・方法等に基づきつつ、学生本人が修士論文ではなく特定課題研究の実施を希望する場合に、学生の研究課題の内容・方法等に基づき、主指導教員が学位（修士）論文に代わる研究成果と判断し、本研究科の教育研究目的に照らして適当と認められるときは、特定の課題等についての研究成果の審査をもって学位（修士）論文の審査に代えることができる。特定の課題等とは、例えば、学生が所属する民間企業や団体等が直面している現場の課題や、学生が関わる特定のフィールド等に係る地域課題等が該当する。

学生が、特定の課題等を研究成果とする場合、下記のとおり、教育方法並びに審査方法等について十分に配慮し、一般の学位（修士）論文審査と同様の教育効果や研究成果が確保できるよう指導・審査を徹底する。

(1) 教育方法

学生が特定の課題を研究対象とする場合は、研究計画書に代えて「特定課題研究計画書」及び「特定課題申請書」を作成し、主指導教員に提出させる。主指導教員は、同計画書・申請書から特定課題の学術的・実務的意義や専門性・独自性等を総合的に判定するとともに、当該学生の履歴、研究実績等を基に研究遂行に係る十分な資質、経験、能力等を具備しているかを確認する。主指導教員が妥当と判断した場合は、履修指導グループ教員からの意見及び同意を得た後、研究科委員会に対して、学生から提出のあった計画書・申請書とともに、主指導教員が作成した同意書並びに研究指導計画書を提出し、研究会委員会の承認を得ることとする。

履修等の教育指導にあたっては、カリキュラム・ポリシーに基づき、特定の課題の研究が適切に行えるよう、履修指導グループが教育研究モジュールの形成等において適切な指導を行う。

(2) 研究成果の審査

研究成果の審査については、主指導教員の承認を得て研究題目を定め、提出予定年次に研究科委員会に「研究題目届」を提出させる。研究科委員会では、他の学位（修士）論文審査と同様に個別の「課題研究指導委員会」（論文指導委員会と同等の組織）を設置し、中間報告、審査及び最終試験を実施する。審査及び最終試験は学位（修士）論文に代えてリサーチペーパーを提出させて行う。

委員会はディプロマ・ポリシーに掲げた事項を基に、研究方法の妥当性や研究成果の学術的・実務的意義等を審査し、学位（修士）論文と同等の理論的・実践的考察が十分に行われているか否かを判定し、その結果を審査意見として取りまとめ、研究科委員会に提出するものとする。

(3) その他

ア 研究の独立性の担保

学生による研究が特定の企業、地域を対象に行われる場合は、主指導教員又は副指導教員はコンプライアンス教育等の研究倫理に係る指導を徹底するとともに、研究科委員会において研究テーマの設定や研究方法の中立性・科学性を厳密に審査し、研究の独立性を十分に担保するよう指導監督を行う。また、研究の結論・成果等が特定の企業、地域の利益と相反した場合でも、科

学性・客観性等が担保された正当な内容である場合は、結論・成果の取りまとめや公表が適切に行われるよう、課題研究指導委員会及び研究科委員会が適切に指導監督を行う。

イ 審査の客観性・公平性の担保

「実践研究」、「特別研究」の単位認定及び特定課題に係る審査及び最終試験については、原則として一般の学位（修士）論文審査と同様の方法を採用するが、非公開等の異なる方法で実施する場合は、審査等の議事録等を作成・保存し、当該学生又は第三者等から審査手続き・内容等に対する照会があった場合は、審査報告書及び議事録等の関係書類を所定の手続きにより開示するとともに、審査にあたった課題研究指導委員会又は研究科委員会が十分な説明責任を果たす等、審査の客観性・公平性が担保されるよう配慮する。

8 施設・設備等の整備計画

本研究科は、現有の木花、清武の2キャンパスのうち、主として大学の本部並びに本学部が位置する木花キャンパスの教育学部・地域資源創成学部実験研究棟及び講義棟を使用して講義、演習、実験等を実施する。これに加え、指定科目の講義や主に社会人学生の利便に供するため、清武キャンパスや宮崎市中心市街地エリアに設置しているサテライトキャンパス「宮崎大学まちなかキャンパス」も使用して講義、演習等を実施する。



木花キャンパス

木花キャンパスは本学の中心的なキャンパスであり、宮崎市の南東の宮崎学園都市エリア（宮崎市学園木花台西1-1）に位置し、敷地面積77万8,523㎡内に地域資源創成学部をはじめ教育学部、農学部、工学部、それらを基礎とした教育学研究科、工学研究科、農学研究科、農学工学総合研究科、医学獣医学総合研究科が立地している。また、附属施設・センターとして附属図書館、産学・地域連携センター、教育・学生支援センター、フロンティア科学実験総合センター、国際連携センター、産業動物防疫リサーチセンター、農学部附属動物病院、安全衛生保健センター等が立地しており、講義室、演習室、関連教育研究機関・施設、福祉厚生施設等が充実している。

本研究科の講義等に使用する主たる施設・設備等の整備計画は下記のとおりとなっている。

(1) 講義室

本研究科では、主として教育学部・地域資源創成学部実験研究棟・講義棟内の講義室、共用演習室、ゼミ室を利用して講義、演習等を行う。

本研究科（地域資源創成学専攻）では、約40科目の講義、演習等を開講する予定となっており、一科目あたりの学生数は最大10人を見込んでいる。この科目・学生数が収容できる講義室、演習室は、5



室程度を見込んでおり、講義については教育学部・地域資源創成学部講義棟内の教室、演習につ

いては同実験研究棟内の共用演習室等を使用する。

(2) 学生研究室

大学院学生が講義・演習に係る学習・研究に自主的・主体的に使用できる学生研究室を新たに同研究棟内に1室整備する。1室の収容人員は最大20人程度、研究室の延床面積規模は50㎡程度を見込んでいる。同室内には机・椅子・書棚・空調施設、インターネット回線等の基本的な什器備品及びインフラ等を完備する。(写真は本学の既存の学生研究室を参考として示したもの)



(3) 実験室等

農学・畜産・食品等の教育研究分野に係る実験等については、教育学部・地域資源創成学部実験研究棟4階に整備している実験室を使用する。また、本科設置後も研究科独自の予算を確保して必要に応じて実験機器、器具の充実を図るとともに、全学共同利用施設や農学、工学等の他学部・他研究科と連携して、実験室等の学内教育研究資源を有効に活用する。



(4) まちなかキャンパス

木花キャンパスへのアクセスに課題を有する中心市街地等に勤務する社会人学生の利便を確保し、職務時間内又は職務時間後の就学を可能とするため、「まちなかキャンパス」のセミナースペース等の機能を有効に活用する。



「まちなかキャンパス」は、2017年1月、地方創生や地域産業振興などを地域の実情を踏まえた取組をより一層推進するための地域産学連携の中核的拠点となることを目的に、宮崎市の中心市街地エリア(宮崎市橋通東3丁目)に開設した。同キャンパスへは、宮崎県庁・宮崎市役所等の主要官公庁が立地する橋通り1丁目エリアから徒歩10分、主要企業・商業施設等が立地する橋通り4丁目エリアからは徒歩5分、宮崎の玄関口となる宮崎市駅周辺エリアからは徒歩10分程度でアクセスすることが可能であり、拠点性・利便性を確保したエリアに立地している。現在、同施設には、セミナースペース、交流スペース等が設置され、地域連携・地域貢献活動(公開セミナー、タウンミーティング等)、宮崎市街地で就職活動・教育活動等を行う学生の支援(市街地実習講義、就職・企業説明会等)等を実施している。こうした既存の教育研究機能の活用をはじめ、本研究科設置後は、研究科独自の予算を確保して教育研究活動に必要な環境整備を鋭意進める。

(5) 図書等の資料及び図書館の整備計画

附属図書館は、本館と医学分館からなり、本研究科が設置される木花キャンパスにある本館は、人文・社会・自然科学系等の幅広い図書・資料を収集している。本館の蔵書は約 50 万冊、視聴覚資料は約 3 千点を所蔵している。電子ジャーナルは、Science Direct, Springer Link, Wiley Online Library, Nature, Scienceなどを購入しており、約 5,500 タイトルが利用できる。



本館蔵書のうち本研究科に直接関係する分野では、社会科学及び歴史・地理関係図書が約 15 万冊、工学・技術及び産業関係図書が約 10 万冊ある。本館 1 階書庫には、郷土資料コーナーを設置し、宮崎県内の郷土誌や地場産業等に関する図書を収集している。また、県内の県立、市立図書館などとの連携による宮崎県内図書館横断検索システムも利用可能である。今後も集密書架の配置を進めるなど収容力を強化するとともに本研究科の教育・研究に利用する図書を、教員や院生の推薦による従来のシステムにより収集していく計画である。

本館の閲覧スペースは、1,601 m²、座席数は約 668 席、閲覧スペース全体で無線 LAN が利用可能である。平日は、8 時 40 分～21 時 00 分、土日は 9 時 00 分～17 時 00 分（試験期は 18 時 00 分）に開館し、学生の図書閲覧・貸出への便宜を図っている。ラーニングコモンズとして、授業でも使えるセミナールームや視聴覚室、少人数学習に適したグループ学修室を設置している他、学生や留学生、社会人や地域住民など、様々な利用者が打ち合わせやオープンなイベントを行うことのできるグローバルカフェを設置し、宮崎県関係、地域資源創成学、留学生支援等に関する実践的な資料を配架し地域関連のテーマで図書の展示を行うグローバルコーナーを併設している。これらの施設整備に加え、リザーブブック制度を設けたり、授業に関連したパスファインダーの整備を進めるなど、学生のアクティブラーニングを支援する体制の整備を進めている。本研究科の設置にあたっては図書館職員に本研究科担当者を置き、教員との連携の下、教育・研究活動の支援を図る計画である。

(6) 地域デザイン棟の設置

宮崎県の未来のための自立型人材育成の推進に向けた“発想のまち”拠点を目的に、平成 29 年 10 月に米良電機産業株式会社から地域デザイン棟が本学に寄贈された。地域デザイン棟は本学初の 365 日 24 時間使用可能な施設であり、スタジオ、ミーティングルーム、ホールを有し、シンポジウムや各種セミナーなど様々な活動に対応可能である。本施設は、Free Wi-Fi、プロジェク



ター、液晶テレビ、音響設備、アクティブ・ラーニング対応デスクを設置しており、大学院の会議やセミナーの開催に使用出来るとともにホールについては、24 時間教職員、学生に開放されており、本研究科教員・大学院生も自由に利用することができる。

9 基礎となる学部との関係

本研究科の教育研究の基礎となる学部は地域資源創成学部である。

本学部は地域資源創成学科（1学年の学生定員90人）及び学科内3コース（企業マネジメントコース、地域産業創出コース、地域創造コース）で構成され、現在、専任教員24人、インターンシップコーディネーター教員2人、就職コーディネーター教員1人の下、1～3学年までの289人の学生が在籍している。在籍する学生のうち3年生（95人）のうち、大学院進学を志望する者は10人程度みられ、このなかには本研究科への進学を志望する者も含まれる。一方、所属教員はすべて異なる研究分野・実務経験を有し、地域資源創成学に係る各個研究を推進している。また、複数の研究分野・教員が異分野を融合化・複合化するための横断型の研究ユニットを組織し、学内の他学部・他研究科にない新たな研究成果の創出を進めている。

したがって、本学部に在籍する学生の新たな進路先として、本研究科が機能することが想定され、学生確保の基礎となる学部として位置づけることができる。また、地域資源創成学科及び既設3コースにおける教育研究の成果及び教育・教員組織を基礎として、本研究科の円滑な教育研究体制の整備を図ることが可能である。

10 入学者選抜の概要

(1) 入学者選抜の方針

ア アドミッション・ポリシー

① 本学及び地域資源創成学部

本学の全学及び本学部のアドミッション・ポリシーは、下記のとおりとなっている。

図表 18 アドミッション・ポリシー

区分	ポリシー
宮崎大学 (全学)	求める学生像 ① 本学の教育理念に共感し、入学後の学修に充分対応できる基礎的な知識・技能を有する人 ② 身に付けた知識・技能を応用して問題を解決する上で必要となる思考力を有する人 ③ 身に付けた知識・技能及び思考力を地域社会や国際社会において自ら積極的に活用し、その発展に貢献する意欲を持った人 入学者選抜の基本方針 ① 求める学生像に沿って、多様な入試方法により多面的・総合的に選抜する。 ② 客観的で透明性のある方法によって、公平に選抜する。

区分	ポリシー
地域資源創成学部	<p>地域資源創成学部では、地域資源を活用し新たな価値を創成する企画力・実践力の育成を図り、地域の活性化に不可欠なイノベーション創出に向けたマネジメントの知識と、地域資源の価値を複眼的に捉える視野を持った人材を養成し、実社会で即戦力として活躍できる人材の輩出を目標としています。</p> <p>1. 求める学生像 地域資源創成学部では地域振興に対して熱意（学問への関心）を持って取り組み、社会科学および自然科学に対する基礎学力（知識・理解）を有し、コミュニケーション能力・表現力と思考力・判断力を持つ人、また学習を通して獲得した知識・スキル・行動力を社会に還元することのできる強い意思を持った人材を求めています。</p> <p>2. 入学者選抜の基本方針</p> <p>1) 一般入試（前期日程・後期日程） 高等学校までに修得した基礎的な学力と社会科学および自然科学系科目など大学の学習で必要となる発展的な学力について、大学入試センター試験と個別学力検査によって、知識・理解、思考力、表現力、主体性、コミュニケーション能力、学問への関心を総合的に評価します。</p> <p>2) 推薦入試 高等学校での学業成績が優秀な者に対して、大学入試センター試験を免除する代わりに、小論文、面接、書類審査によって多様な能力を総合的に判断します。 小論文、面接では、思考力、表現力、主体性、コミュニケーション能力、学問への関心について評価し、書類審査では、知識・理解、主体性を審査します。</p> <p>3) 帰国子女入試 帰国子女に対し、小論文、面接によって、思考力、表現力、主体性、コミュニケーション能力、学問への関心を評価し、書類審査によって知識・理解を審査します。</p> <p>4) 社会人入試 社会人に対し、面接によって、主体性、コミュニケーション能力、学問への関心を評価し、書類審査によって知識・理解を審査します。</p> <p>5) 私費外国人留学生入試 外国人留学生に対し、日本留学試験、小論文、面接によって、知識・理解、思考力、表現力、主体性、コミュニケーション能力、学問への関心を総合的に評価します。</p>

② 地域資源創成学研究科

本研究科では、学部教育の専門性・実務性をさらに深化させ、高度で先端的な地域資源創成に係る大学院教育を行うこととする。また、企業・産業・地方自治体・地域社会等が有する地域課題・実務的課題の具体的解決に資する大学院教育を行うこととする。

したがって、本研究科では以下のような人材を積極的に受け入れることとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 社会的・地域的課題を解決するためのイノベーションの創発に関する専門的・実務的な知識・能力と意欲を有している人</p> <p>(2) 企業・産業・地方公共団体等のマネジメントを改善・改革するための専門的・実務的な知識・能力、意欲を有している人</p> <p>(3) 異分野を融合させて新たな地域価値、資源価値を創出できる専門的・実務的な知識・能力、意欲を有している人</p> |
|---|

イ 選抜方針

入学者の選抜は、一般選抜、社会人選抜、外国人選抜に分け、出願書類審査、学力審査、面接審査の結果に基づいて総合的に行う。入学志願時には、入学後の研究計画を提出させる。

(2) 選抜方法

一般選抜、社会人選抜、外国人選抜の各選抜方法は、下記のとおりである。

ア 一般選抜

① 出願資格

一般選抜は、下記のいずれかの条件を満たしており、地域資源創成に高い関心や地域課題に係る一定の知識を有する者を出願資格者とする。

- 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び受験日が属する年度の 3 月までに卒業見込みの者
- 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び受験日が属する年度の 3 月までに修了見込みの者
- 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示 5 号参照）
- 受験年度の 3 月までに大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を特別優秀な成績で修得したと本研究科が認めた者
- 個別の入学資格審査などにより、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、22 歳に達した者及び受験日が属する年度末までに 22 歳に達する者

② 選抜方法

一般選抜は、下記の方法により実施する。

- 出願書類審査（入学志願書、志願理由書、研究計画書、卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書、成績証明書等）
- 学力審査（筆記試験：専門分野に関する論述試験）
- 面接審査

一般選抜にあたっては、出願者には出願書類として(1)入学志願書、(2)志望理由書、(3)研究計画書、(4)卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書、(5)成績証明書を提出することを義務付ける。このうち(3)研究計画書については、出願者が計画している地域資源創成学研究について、本学所定の様式により①研究の背景、②研究の目的・意義、③研究の方法、④研究の成果、⑤研究の日程等を記載した計画書を提出させる。

出願書類審査では、提出書類から出願資格とともに前記のアドミッション・ポリシーに掲げた 3 項目を満たしているのかを確認し、また、成績証明書、研究計画書等から学部教育等で優秀な成績を修めるとともに、本研究科（修士課程）に求められる研究能力を確保し、地域資源創成学

の発展や今後の地方創生、地域活性化、地域課題解決に大きな関心と実践意欲を持った学生であるかを審査する。

学力審査では、入学後に指導を希望する教員（以下「指導希望教員」という。）の専門分野に係る筆記試験（専門分野に関する論述試験）を行い、本研究科の教育課程を学修する能力、志望理由書、研究計画書に記載した事項を遂行する能力等を審査する。

面接審査では、研究計画書等の出願書類に記載された事項の確認を行うとともに、志願動機、大学等における研究実績、入学後の研究構想・計画、学位取得（修了）後の将来進路等についての質問を行い、その回答を基にアドミッション・ポリシーに掲げた能力・資質を有しているかについて総合的に審査する。

イ 社会人選抜

① 出願資格

社会人選抜は、下記のいずれかの条件を満たしており、地域資源創成に高い関心や地域課題に係る豊富な知識を有し、社会人活動と教育研究の両立が可能な者を出願資格者とする。また、受験日が属する年度末までに企業、各種団体、公官庁などの組織において2年以上の実務経験を有する者とする。

- 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 個別の入学資格審査などにより、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、受験日が属する年度末までに、企業、各種団体、官庁などの組織における 2 年以上の実務経験を有する者
- 大学卒業またはそれに準ずる者で企業、各種団体、官庁などの組織の代表者等に推薦される者

② 選抜方法

社会人選抜は、下記の方法により実施する。

- 出願書類審査（入学志願書、志望理由書、研究計画書、卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書、成績証明書、在籍証明書等）
- 学力審査（口述試験）
- 面接審査

社会人選抜にあたっては、一般選抜と同様の出願書類の提出を義務付ける。

出願書類審査では、提出書類から出願資格とともにアドミッション・ポリシー、特に「企業・産業・地方自治体等のマネジメントを改善・改革するための専門的・実務的な知識・能力、意欲」の有無について確認し、一般選抜と同様に本研究科に求められる研究能力・意欲を持った者であるかを審査する。また、所属する企業、各種団体、官公庁などの就業条件及び業務との両立が可能かについても確認する。

学力審査では、指導希望教員等が口述試験を行い、本研究科の教育課程を学修する能力、志望理由書、研究計画書に記載した事項を遂行する能力、社会人としての専門知識・技能等を審査する。

面接審査では、一般選抜と同様の事項に加え、勤務先の就業及び研究等の状況、学位取得（修了）後の計画等についての質問を行い、その回答を基に社会人としてアドミッション・ポリシーに掲げた能力・資質を有しているかについて総合的に審査する。

ウ 外国人選抜

① 出願資格

外国人選抜は、日本国籍を有しない者（「永住者」などの在留資格を有する者を除くこと）で上掲ア又はイの出願資格を有しており、在留資格が「留学」の者、又は外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者を出願資格者とする。

② 選抜方法

外国人選抜は、下記の方法により実施する。

- 出願書類審査（入学志願書、志望理由書、研究計画書、卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書、成績証明書、日本留学試験成績に関する証明書等）
- 学力審査（筆記試験：小論文）
- 面接審査

外国人選抜にあたっては、一般選抜と同様の出願書類及び日本留学試験に関する証明書の提出を義務付ける。

出願書類審査では、提出書類から出願資格とともにアドミッション・ポリシーに掲げた3項目を満たしているのかを確認し、一般選抜と同様に本研究科に求められる研究能力・意欲を持った者であるかを審査する。また、日本留学試験成績に関する証明書から日本語能力等を確認する。

学力審査では、指導希望教員等が筆記試験（小論文）を行い、本研究科の教育課程を学修する能力、志望理由書、研究計画書に記載した事項を遂行する能力等を審査する。

面接審査では、一般選抜と同様の事項に加え、在留資格の取得見込み、本県での居住計画等の留学に係る事項についての質問を行い、その回答を基に外国人としてアドミッション・ポリシー

に掲げた能力・資質を有しているかについて総合的に審査する。

1 1 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本研究科では、「大学院設置基準」第 14 条に定める教育方法の特例にしたがい、昼夜・土曜日の研究指導を実施し、県内の企業・地方自治体等に在籍する社会人の大学院生を積極的に受け入れる。

(1) 履修指導の方法

修業年限については、標準修業年限を超えて計画的に本研究科の教育課程を履修し、修了することを学生が申し出た場合は、標準修業年限を超える期間の限度を 2 年として、長期の計画的な履修を認める。

社会人に対する履修指導や研究指導においては、昼夜・土曜日において教員が指導するとともに、インターネットサービス（電子メール、SNS、ビデオチャット等）等の ICT の積極的な活用を図る。

(2) 授業の実施方法

企業・地方自治体等の勤務時間及び業務・公務繁忙期に配慮し、昼間のみならず夜間・土曜日の時間帯も含めて研究指導を行う。企業・地方自治体に在籍する社会人が入学した場合は、入学時に当該学生の勤務時間・形態等を主指導教員が聴取し、業務・公務と両立できる夜間・土曜日、夏季休暇等に特別研究等の指導を実施することを可能とする。

研究場所については、主指導教員が、学位論文の作成が計画どおり十分進展しており、かつ、勤務する企業・地方自治体等に研究に係る優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がることを認める場合は、勤務する企業・地方自治体等においても研究することを認める。

(3) 教員の負担の程度

「地域資源創成学」関連科目は原則として専任教員が担当することとしているが、地域資源活用論科目（指定科目等）については他研究科教員が担当し、専任教員の過渡な負担を軽減した上で教育効果を確保する体制を整備する。

専任教員が特別研究を指導する主指導教員となった場合は、夜間・土曜日にも研究指導に携わることをすべての教員が了承している。ただし、近年の働き方改革に対応し、教員一人ひとりが適切なライフワークバランスを確保できるよう、各教員の家庭環境や教育研究の取組状況に配慮した勤務体制、研究指導体制の確保を図る。

(4) 図書館、情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

ア 宮崎大学附属図書館の利用方法

宮崎大学附属図書館は、前掲のとおり平日は、8時40分～21時00分、土日は9時00分～17時00分（試験期は18時00分）と夜間・休日に開館しており、社会人の学生の就業後の時間帯や休日等もレファレンスサービス、文献複写等を活用することが可能な運営を行っている。

また、学外からもインターネットを通じ蔵書検索（OPAC）、電子リソース（ネット版百科事典の利用、論文データベース検索、新聞記事検索、電子ジャーナル・ブック）等を活用することが可能である。

イ 宮崎大学情報基盤センターの利用方法

宮崎大学情報基盤センターでは、ネットワークの利用や実習システムの利用など各種の学生向け情報サービスを提供している。主なサービスは学生用情報システム利用アカウントの発行、マイクロソフト系ソフトウェア、ウィスル対策ソフトの無償提供、PCサポート等となっている。

ウ 学生の厚生に対する配慮

学生の厚生に対する配慮としては、宮崎大学安全衛生保健センターにおいて、専任の医師・心理士・保健師・看護師等をはじめ、医学部附属病院のスタッフも学生・教職員の健康相談や医療相談に積極的に応じる体制を整備している。センター内に安全衛生保健管理室が設置されており、学校保健安全法や労働安全衛生法等に精通した事務職員を配置し、センターの教員（医師、心理士）とともに、専門的な立場から常時学生の教育研究活動を支援することが可能となっている。

また、宮崎大学学生支援部及び障がい学生支援室との連携により、学生の心身の健康管理を推進していくこととしている。

(5) 入学者選抜の概要

本研究科の社会人選抜については、志願理由書や研究計画書等の提出された書類、口頭試問及び面接審査により合格者を決定する。

1 2 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で実施する場合

社会人を対象とした講義・演習等の一部を、前傾のサテライトキャンパス「まちなかキャンパス」のセミナースペース等の機能を利用して実施する。

1 3 管理運営

宮崎大学基本規則第49条第3項に基づき、研究科の重要事項を審議する研究科委員会を設置す

る。なお、研究科委員会の諮問に応えるほか研究科の運営を円滑に行うために、研究科委員会の下に研究科委員会の審議事項を協議する組織として研究科運営委員会を設置する。また、研究科委員会の諮問に応えるほか実質的な教学に関する審議組織として研究科教務委員会を設置する。

図表 19 管理運営に係る組織

区分	摘要
研究科委員会	<p>(1) 役割： 宮崎大学基本規則第 49 条第 3 項に基づき、研究科の重要事項を審議する。</p> <p>(2) 構成員： 研究科長、研究科専任の教授、准教授及び講師</p> <p>(3) 開催頻度： 基本的には審議事項がある場合に学部教授会終了後に開催（年 4～5 回程度（予定））</p> <p>(4) 審議事項： ①研究科教員の選考その他身分に関する事項 ②研究科に関する諸規則の制定及び改廃 ③研究科の教育に関する基本的な事項 ④研究科の学生の入学、進学、退学、休学、除籍及び賞罰その他身分に関する事項 ⑤学位に関する事項 ⑥研究科の学生の厚生補導に関する事項 ⑦その他研究科に関する重要事項</p>
研究科運営委員会	<p>(1) 役割： 研究科委員会の諮問に応えるほか研究科の運営を円滑に行うために、研究科委員会の下に設置し、研究科委員会の審議事項を協議する。</p> <p>(2) 組織： 研究科長、地域資源創成学部副学部長、学長が指名した学部の教育研究評議会評議員、その他研究科長が必要と認める者</p> <p>(3) 開催頻度： 基本的には審議事項がある場合に学部運営委員会終了後に開催（年 4～5 回程度（予定））</p> <p>(4) 審議事項： ①管理運営に関する事項 ②教育・研究に関する事項 ③規則等の制定改廃の立案に関する事項 ④予算及び予算の配分方針の立案に関する事項 ⑤教員人事に関する事項 ⑥中期目標・中期計画に係る自己点検・評価に関する事項 ⑦その他研究科に関する重要事項</p>
研究科教務委員会	<p>(1) 役割： 研究科の入試・教学に関することを審議する。</p> <p>(2) 組織： 地域資源創成学部副学部長（教務担当）、専任教員 2 人</p> <p>(3) 開催頻度： 基本的には審議事項がある場合に教務委員会終了後に開催（年 4～5 回程度（予定））</p> <p>(4) 審議事項： ①研究科の教務及び学生の身分異動に関すること。 ②学生の入学に関すること。 ③研究科長の諮問事項に関すること。 ④組織の自己点検・評価に関すること。 ⑤FDに関すること。 ⑥その他教学に関すること</p>
事務組織	<p>本研究科の事務組織としては、教育学部・地域資源創成学部総務係及び地域資源創成学部教務・学生支援係において行う。</p>

1 4 自己点検・評価

(1) 実施体制

本学では、国立大学法人宮崎大学基本規則第 26 条第 3 項第 3 号により目標・評価担当副学長を

置くとともに、同じく第 55 条に規定する自己点検・評価を全学的に実施する組織として宮崎大学評価室を設置している。評価室は、当該副学長を室長とし、各学部の評価担当副学部長、基礎教育自己点検・評価専門委員会委員長、医学部附属病院副病院長（事務担当）、企画総務部長等から組織され、本学の教育研究活動等の活性化と水準の向上による個性豊かな魅力ある大学の実現のため、中期目標・計画等に基づく教育研究活動等の点検・評価に関する企画及び点検・評価結果に基づく改善の推進を図っている。また、同条第 2 項では、点検・評価結果の透明性及び客観性の観点から、本学職員以外の者による検証の実施に努めることが規定され、国立大学評価委員会による評価のほか、各部局においては、分野別第三者評価の実施など各部局の状況を踏まえ、必要に応じて外部評価を実施している。

さらに、教育に関しては教育・学生担当副学長を委員長とした宮崎大学教育質保証・向上委員会が設置され、内部質保証に関する全学の方針・責任体制を明確にし、質の確保及び向上を図るとともに、本学部においても、地域資源創成学部教務委員会の諮問に応じ、(1)教育目標及び長期・中期計画に関する事項(2)点検・評価に基づいた教育の改善に関する事項(3)教育の質保証・向上に関する事項等と審議する地域資源創成学部教育質保証・向上委員会を設置している。

(2) 実施方法、評価項目及び結果の活用・公表等

本学では、中期目標・計画ごとに担当理事、担当委員会、担当部局（課）等を明確にした体制を取っており、この体制の下、教育、研究、社会（国際）貢献及び業務運営等の点検項目について、進捗管理や根拠資料の収集を行い、評価室に報告を行っている。評価室では、上記体制からの方向を受け、中期目標を踏まえた計画の進捗状況等を検証し、自己点検・評価書及び業務の実績に関する報告書として取りまとめるとともに、進捗の遅れ等が認められる場合には役員会への報告及びフォローアップを実施し、改善を促す仕組みを構築している。また、各部局における教育研究活動等の状況についても、評価室とも連携して毎年各部局が自己点検・評価を実施し、自己評価報告書を作成している。

なお、上記において作成した評価書及び報告書等については、社会への説明責任を果たすため、本学の公式ウェブページにて公表している。

1 5 情報の公表

(1) 全学的な取組

本学では、「世界を視野に地域から始めよう」のスローガンの下、教育・研究や社会貢献等を展開する公的な高等教育研究機関として、社会に対し説明責任を果たすとともに、本学の存在意義を明確にし、社会の理解と支援を得ることを目的に、効果的かつ統一的な広報活動を推進するため、広報の基本方針を定めている。本方針では、以下①～③の実現により、「宮崎大学ブランド」の確立を目指すこととしている。

- ① 生命科学、環境科学、エネルギー科学の分野における高度な学術研究と特色ある教育を担う総合大学として、その魅力を広く地域・社会に伝えるために、関係する個々のステークホルダーにとって有益で、かつ、活用しやすい広報に努める。また、活用された結果が大学運営にポジティブに反映されるように情報発信力の充実やステークホルダーとの関係の強化・改善に努める。
- ② 産学官連携、地域・社会・海外等との連携を基軸に、持続的なネットワークを実現する情報発信・受信の拠点として機能するために、関係部門を活用して「対応型広報」から双方向対話型の「戦略的広報」へ転換を図り、宮崎大学を地域からアジアをはじめ世界に発信していくことを目指す。
- ③ 高等教育という公的使命を有する大学として、広報倫理に則り、広報内容、発信先と手段、発信のタイミング等に充分配慮し、責任の明確な広報体制の下に誠実に社会的説明責任を果たす。また、学内外関係者から広報に関する意見を聴取し、広報活動・体制について点検・評価を行い、継続的に改善していく。

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/mediadata/public/files/kouhou-kihonhoushin.pdf>

この方針を受け、本学ウェブページでは、理念・目的として「全学及び各学部・研究科の教育方針」、「研究戦略」等の基本的な考え方のほか、中長期的な構想である「宮崎大学未来 Vision」を社会に示している。

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/applicants/education/edu.html>

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/mediadata/education/files/strategy.pdf>

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/futurevision/index.html>

また、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に基づく法定公開情報として、以下①～⑨の情報を「学校教育法施行規則等に規定する情報」として一括提供している。

(<http://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/legal/rule/purpose>)

- ① 大学の教育研究上の目的及び卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針に関すること

- ・大学の教育研究上の目的
- ・学部・学科又は課程ごと、研究科又は専攻ごとの目的

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/purpose/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉大学の教育研究上の目的及び卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針に関すること

- ② 教育研究上の基本組織に関すること

- ・機構図（学部・大学院等）

- ・学科・課程及び専攻

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/system/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉教育研究上の基本組織に関することε

③ 教員組織、教員の数並びに各教員の有する学位及び業績に関すること

- ・教職員数・職別の人数等の詳細
- ・男女別年齢構成
- ・法令上必要な専任教員数
- ・各職員が有する教育上の能力に関する事項や職務上の実績、提供できる教育内容

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/degree/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉教員組織、教員の数並びに各教員の有する学位及び業績に関すること

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・アドミッション・ポリシー
- ・入学・収容定員、在学者数
- ・入学者数、卒業・修了者数、進学・就職者数、進学・就職等の状況

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/numbe/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了したものの数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・学年暦
- ・授業時間割
- ・シラバス

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/class/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・必要単位修得数
- ・取得できる学位

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/standard/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパス概要
- ・課外活動状況・施設
- ・学生寮
- ・福利厚生
- ・自習室
- ・ネットワーク環境

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/place/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料（授業料免除等）、入学料（入学料免除等）、検定料
- ・寄宿料
- ・施設利用料

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/cost/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・修学支援（附属図書館、情報基盤センター）
- ・進路選択支援（キャリアアドバイザー）
- ・心身の健康等に係る支援（安全衛生保健センター、学生なんでも相談室）
- ・キャリア支援（チャレンジプログラム）
- ・留学生支援
- ・障がい者支援

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/rule/backu/>

トップページ〉宮崎大学運営について〉公開情報〉法定公開情報〉学校教育法施行規則等に規定する情報〉大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(2) 地域資源創成学部及び地域資源創成学研究科における取組

本学部の教育研究活動の状況については、基本方針及び学校教育法施行規則等に基づき、学部情報の公開・提供及び広報について、教育研究成果をはじめ、広範にわたる情報を学内外に発信している。また、学部広報委員会において、パンフレット、ホームページ、ポスター等を更新し、学外向けの情報提供活動を継続して実施している。

主要な情報提供活動は下記のとおりとなっているが、本研究科設置後においても、学部の広報活動と連動して、研究科の情報を含め実施する予定となっている。

- ① ホームページによる情報提供
- ② 学部・研究科ポスター・パンフレットの更新と関係機関等への配布
- ③ 学部紀要の発行（年1回）
- ④ 学部・研究科活動及び学生生活動に係るプレスリリース

1 6 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な取組

本学は全学の教育質保証・向上委員会（2017年度組織改編）（委員長は教育・学生担当理事）の下に、FD専門委員会を組織し、①全学的なFDの実施計画の立案及び実施に関する事項、②各学部・研究科のFD活動への協力・支援に関する事項、③授業形態、学修状況の調査・研究に関する事項、④ネットワークを活用した教育環境・教育方法等の改善に関する事項、⑤教員教育活動表彰候補者の選考に関する事項、⑥その他FDに関し教育質保証・向上委員会から付託された事項について、審議・立案し、全学的なFD活動を推進している。また、学内共同教育研究施設のひとつとして、教育・学生担当理事がセンター長を務める教育・学生支援センターを設置しており、大学教育委員会のシンクタンクとしての役割を果たしている。同センターは、「教育企画部門」と「学生支援部門」の2部門からなり、教育企画部門は、多様な学生に学部・学科等の教育目標と授業の関連等を理解させ、それぞれの授業を満足度の高いものとする方策を研究、提言し、授業内容・教育方法等の改善を図るための組織的な教育改善活動を支援している。さらに、全学組織として「教育質保証・向上委員会」を設置し、教育におけるPDCAサイクルを確実に機能させ、教育の内部質保証を担保する全学的な教学マネジメントを構築している。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、新規採用者、係長、管理者等の対象別の研修のほか、英語研修、ハラスメント防止研修、広報研修など、大学職員に必要な知識・技能を取得及び向上させるためのSD活動を全学的に実施している。

(2) 地域資源創成学部及び地域資源創成学研究科の取組

本学部では、授業内容の改善を含む教育改革の継続的推進として、全学のFD活動とともに、学部独自のFD活動として、全教員、全科目の授業改善報告書の作成及び報告を義務付けている。また、本学部は、様々な研究分野を対象とする教員で構成されているため、教員相互の分野理解のための機会設定は、学部の運営面・教育面において重要な役割を果たすため、研究マッチングに係る勉強会、研修会等を開催し、学部内の他分野理解と相互連携を深めている。学習管理システム（LMS）を活用した学生による授業評価を各期末に実施している。

別冊

宮崎県総合計画

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 時代の潮流と将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1節 時代の潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2節 将来推計と予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3節 宮崎県の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第2章 基本目標と目指す将来像・・・・・・・・・・・・ 39

第1節 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第2節 目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第3節 県づくりの基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第3章 長期戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第1節 長期戦略の基本的考え方・・・・・・・・・・・・ 49

第2節 長期戦略の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

戦略1 人口問題対応戦略・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

戦略2 産業成長・経済活性化戦略・・・・・・・・・・ 57

戦略3 観光・スポーツ・文化振興戦略・・・・・・・・ 59

戦略4 生涯健康・活躍社会戦略・・・・・・・・・・ 61

戦略5 危機管理強化戦略・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

戦略目標の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第4章 分野別施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第1節 分野別施策の基本的考え方・・・・・・・・・・・・ 69

第2節 分野別施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

第3節 分野別施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

A 人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

1 安心して子どもを生み、育てられる社会・・・・ 74

2 未来を担う人財が育つ社会・・・・・・・・・・・・ 76

3 文化・スポーツに親しむ社会・・・・・・・・・・・・ 82

4 多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会・・ 86

B ぐらしづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

1 生き生きと暮らせる健康・福祉の社会・・・・ 95

2 自然との共生と環境にやさしい社会・・・・ 100

3 安心して生活できる社会・・・・・・・・・・・・ 103

4 安全な暮らしが確保される社会・・・・・・・・ 112

C 産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

1 多様な連携により新たな産業が開発される社会・・ 121

2 魅力ある農林水産業が開発される社会・・・・ 122

3 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会・・ 130

4 活発な観光・交流による活力ある社会・・・・ 134

5 経済・交流を支える基盤が整った社会・・・・ 137

未来みやざき創造プラン

～未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦～

(長期ビジョン 素案)

宮崎県

第1節 分野別施策の基本的考え方

- 基本目標や将来のあるべき姿の実現のため、「人づくり」「くづくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野において、それぞれ将来像を示すとともに、県が着実に推進していく幅広い分野の施策を体系化し、施策の基本的方向性を明らかにしています。
- この計画に記載する施策の具体的な展開及び数値目標などについては、4年間の実行計画である「アクションプラン」や部門別計画で明らかにしています。

第2節 分野別施策の体系

分野	将来像	施策の柱
A 人づくり (66ページ)	1 安心して子どもを 育てられる社会	(1)子育て支援の充実 (2)子ども、若者の権利擁護と自立支援
	2 未来を担う人財が育つ社会	(1)県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進 (2)社会を生き抜く基礎を培い、未来を担う人財を育む教育の推進
	3 文化・スポーツに親しむ社会	(3)教育を支える体制や環境の整備・充実 (1)文化の振興 (2)スポーツの推進
	4 多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会	(1)男女共同参画社会の推進 (2)高齢者が活躍する社会の推進 (3)NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進
B くらしづくり (87ページ)	1 生き生きと暮らせる健康・福祉の社会	(4)国際化への対応 (5)人権意識の高揚と差別意識の解消 (6)人権意識の高揚と差別意識の解消
	2 自然との共生と環境にやさしい社会	(1)健康づくりの推進 (2)みんなが支え合う福祉社会の推進 (3)医療提供体制の充実
	3 安心して生活できる社会	(1)低炭素・循環型社会への転換 (2)良好な自然環境・生活環境の保全 (3)環境にやさしい社会の基礎づくり
	4 安全な暮らしが確保される社会	(1)安心で快適な生活環境の確保 (2)快適で人にやさしい生活・空間づくり (3)地域交通の確保
C 産業づくり (114ページ)	1 多様な連携により新たな産業が展開される社会	(4)ICTの利活用及び情報通信基盤の充実 (5)持続可能な中山間地域づくり (6)連携・絆の構築による魅力ある地域づくり
	2 魅力ある農林水産業が展開される社会	(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり (2)安全で安心な県土づくり (3)安全で安心なまちづくり (4)交通安全対策の推進
	3 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会	(1)産業間・産学官労官連携による新事業・新産業の展開 (2)農業の成長産業化への挑戦 (3)持続可能な森林・林業の振興
	4 活発な観光・交流による活力ある社会	(1)水産業の振興 (2)工業の振興 (3)商業・サービス業の振興
	5 経済・交流を支える基礎が整った社会	(1)観光の振興 (2)県民や企業を支える産業人財の育成・確保 (1)地域や企業を支える産業人財の育成・確保 (2)職場環境整備と就業支援 (3)交通・物流ネットワークの整備・充実

第4章 分野別施策

施策の柱 C-5-(1) 地域や企業を支える産業人財の育成・確保

1 将来予測と課題

- 地域や本県産業の振興を図るためには、若者の県内定着を促進し、宮崎の将来を担う産業人財を確保することが課題であり、「みやざきで暮らし、みやざきで働く」良さや県内企業の魅力の認知度の向上が重要となっています。
- また、女性、高齢者、外国人等の多様な人財が活躍できる環境を整備することが必要となっています。
- さらに、グローバル化やICTの進展、技術の高度化等に対応していくため、学校等における産業教育や就業後のスキルアップ等を図るほか、幅広い視野を持ち国際的な事業展開を担う人財の育成が一層必要となると考えられます。
- 特に、製造業では、新しい技術に対応し、自ら新しい事業や産業を作り出している構造に変わっていくため、理工系の高度な教育を受けた人財や優秀な技能者の確保が重要です。
- また、建設産業をはじめとするものづくり分野においても人財不足は深刻であり、技能労働者の育成・確保が必要となっています。

2 目指す将来像

産業教育や就業後のスキルアップの機会が充実し、高い職業意識や意欲を持ち、能力を十分に発揮できる高度かつ多様な人財に支えられ、発展する地域産業

3 基本的方向性

1 産学金官連携による人財の育成

学校や地域において、「宮崎で働くこと」への理解や意識付け、県内企業を知る機会の提供を行うなど、地域に視点を置いたキャリア教育等を推進します。
 また、特色ある人財育成プログラムを実施し、「宮崎で学ぶ場」の魅力向上に取り組み県内高等教育機関等と連携しながら、県内進学率を向上させ、高等教育機関等卒業後の県内定着を促進します。
 さらに、県内の大学・大学院と連携し、時代のニーズを踏まえたより高度な専門性を有する人財育成に努めます。
 なお、「ひなたMBA（みやざきビジネスアカデミー）」等の若者にとって魅力ある社会人教育の場の提供にも努めるとともに、県内就職の促進や早期離職の抑制を目的として、学生に県内企業を知る機会を提供するインターシップについて、受入プログラムの多様化や参加企業の拡大に取り組みます。

2 県内企業の魅力発信等による若者の県内定着化の促進

県内企業の業務内容等を紹介する冊子や動画等の作成等を通じて、県内企業の魅力を発信するとともに、これらの情報が学生等の若者に直接届く仕組みづくりを行います。
 また、温暖な気候や子育て環境の良さなど、宮崎で暮らすことの魅力そのものをPRするとともに、都市部在住者に対する移住・求人情報の提供や支援体制を整備し、県内へのUIJターンを促進します。
 あわせて、若者にとって魅力ある就業環境の整備に向けて、女性の就労継続や、高齢者、UIJターン希望者及び外国人等の多様な人財が活躍できる労働環境づ

3 技術系人財の育成・確保

県内の工業系の高等学校や産業技術専門学校において、本県のものづくり産業を支える基幹的な技能者を育成するとともに、県内企業への就職を促進します。
 また、県内の地場企業が理工系の大学生等を技術者として確保できるよう、地元企業の紹介の場の提供など学生と企業との交流を深めるとともに、在籍する技術者の技術力向上のため、関係団体や産業支援機関等と連携して、各種研修の機会を提供します。
 さらに、県外企業で活躍している現役の技術者のUターンを促進するとともに、大手企業OB等の技術系人財の導入等を進めます。

4 職業能力開発の推進

県内企業の人財ニーズを踏まえつつ、行政と民間が役割分担と連携の下、公共職業訓練や民間での職業訓練等を通じて、人財不足が生じている産業分野での人材確保、グローバル化及び新技術への対応を図るため、多様な職業能力開発の機会提供に努めます。

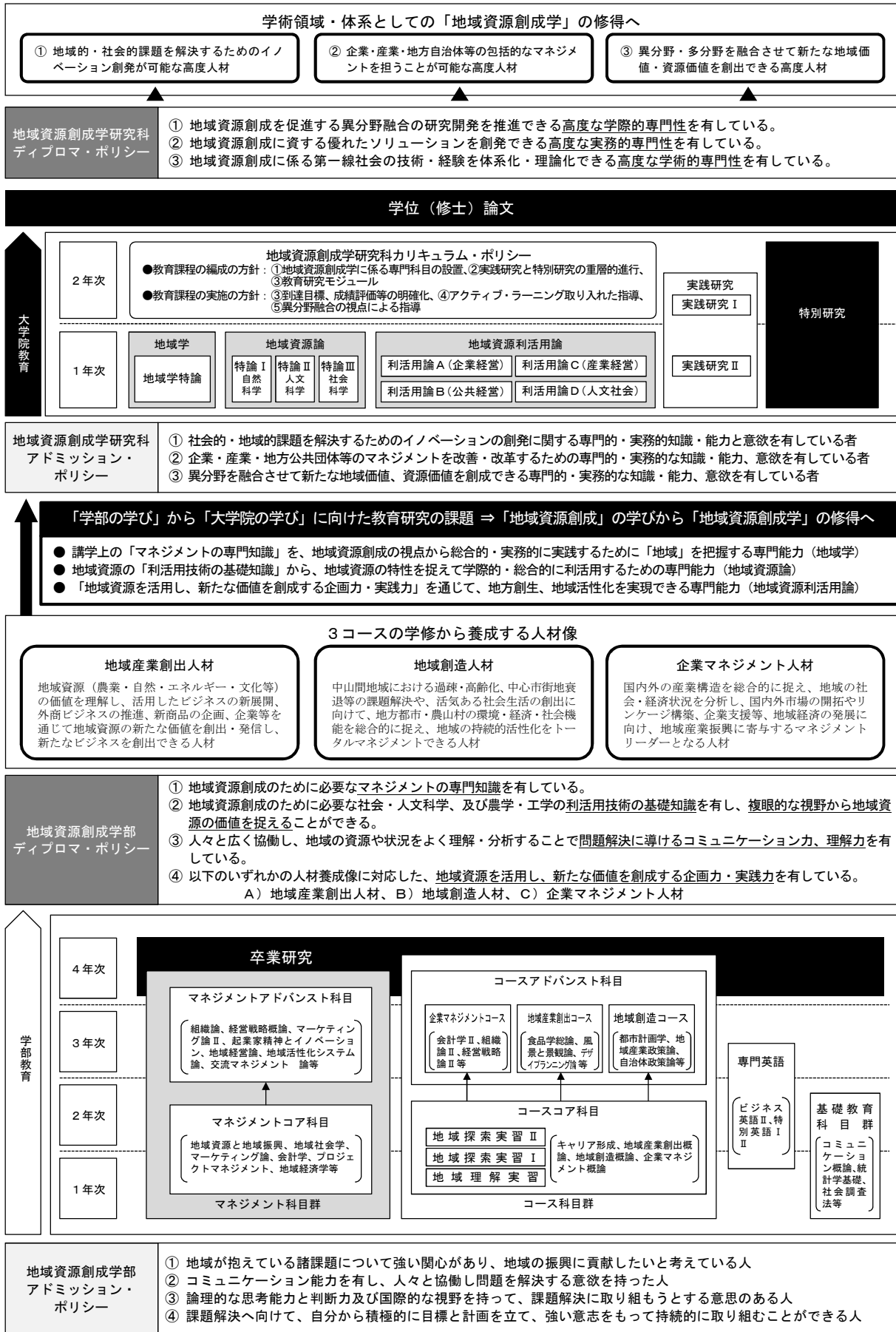
5 技能振興

技能水準の向上を図るため、技能検定制度の普及や各種表彰の実施、技能競技大会への参加促進等に努めます。
 また、産業界や民間の職業能力開発機関等と連携して、若手技能者の育成・確保に努めるとともに、技能まつりの開催等を通じて、技能の重要性や魅力について県民の理解を促進します。

資料2 地域資源創成学研究科のポリシー

区分	地域資源創成学部（地域資源創成学科）	地域資源創成学研究科（地域資源創成学専攻）
ディプロマ・ポリシー	<p>本学部は、宮崎大学学務規則に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得し、以下の素養を身につけ、かつ、卒業論文審査に合格した学生に対して卒業を認定し、学士（地域資源創成学）の学位を与える。</p> <p>(1) 地域資源創成のために必要なマネジメントの専門知識を有している。</p> <p>(2) 地域資源創成のために必要な社会・人文科学、及び農学・工学の利活用技術の基礎知識を有し、複眼的な視野から地域資源の価値を捉えることができる。</p> <p>(3) 人々と広く協働し、地域の資源や状況をよく理解・分析することで問題解決に導けるコミュニケーション力、理解力を有している。</p> <p>(4) 以下のいずれかの人材養成像に対応した、地域資源を活用し、新たな価値を創成する企画力・実践力を有している。</p> <p>A) 地域産業創出人材、B) 地域創造人材、C) 企業マネジメント人材</p>	<p>本研究科は、宮崎大学学務規則に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得し、以下の素養を身につけ、かつ必要な研究指導を受けた上、論文審査及び最終試験に合格した学生に修士（地域資源創成学）の学位を与える。</p> <p>(1) 異分野融合・複合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性を有している</p> <p>(2) 優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性を有している</p> <p>(3) 第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性を有している</p>
カリキュラム・ポリシー	<p>本学部では、地域における新たな成長産業の振興及び地域活性化を企画・実践できる実務的素養を身につけた人材の育成を目的とするため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施します。</p> <p>【教育課程の編成の方針】</p> <p>(1) 幅広く深い教養と基本的な学習能力の獲得のため、すべての学生が履修する基礎教育カリキュラムとして、導入科目（大学教育入門セミナー、情報・数量スキル、外国語コミュニケーション、専門基礎）、課題発見科目（専門教育入門セミナー、環境と生命、現代社会の課題）と学士力発展科目を設置する。</p> <p>(2) 専門的な方法論と知識習得のため、専門基礎科目と専門科目を体系的・段階的に設置します。</p> <p>(3) マネジメント力を養成するために必要な科目と、地域の課題や地域資源の価値を複眼的な視点から捉える能力を養成するために必要な社会・人文科学、及び農学・工学の科目を設置する。</p> <p>(4) 英語での論理展開、ビジネス交渉ができるコミュニケーション能力を修得するための英語科目を設置します。</p> <p>(5) 獲得した知識や能力を統合し、課題の解決につなげていく実践的な能力や態度を育成するために、演習・実習・卒業研究等の科目を設置します。</p> <p>【実施の方針】</p> <p>(6) 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確にし、周知する。</p> <p>(7) 主体的に考える力を育成するために、アクティブ・ラーニング（双方向型授業、グループワーク、発表など）、演習・実践を積極的に取り入れた授業形態、指導方法を行う。</p> <p>(8) 成績評価基準、方法に基づき厳格な評価を行う。</p>	<p>本研究科では、人口減少・少子高齢化等の地域課題や地域的・社会的要請に的確に対処するために、異分野・多分野からなる複眼的視点や学際性を確保した専門性や社会的ネットワークを基に、問題解決に向けた具体的な社会的・専門的なソリューションを創出できる高度な人材の育成を目的とするため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施する。</p> <p>【教育課程の編成の方針】</p> <p>(1) 多様な地域や地域課題を理解し、地域資源を高度に活用するための専門的知識・理論・方法を学修するため、専門科目として①地域学科目、②地域資源論科目群、③地域資源利活用論科目群を設置する。</p> <p>(2) PBL等の実践的ソリューションを研究する実践研究及び学生の個別研究を教育的に進展させる特別研究（研究指導等）を重層的に年次進行させていく。</p> <p>(3) 実践研究・特別研究の十分な成果を得るため、教育研究モジュールの形成を通じて専門科目を有機的に組み合わせる履修させ、教育の質保証及び教育的効果の向上を図る</p> <p>【実施の方針】</p> <p>(4) 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確にし、周知する。</p> <p>(5) 主体的に考える力を育成するために、アクティブ・ラーニング（双方向型授業、グループワーク、発表など）、演習・実践を積極的に取り入れた授業形態、指導方法を行う。</p> <p>(6) 実践研究、特別研究は学生の状況を鑑みながら研究の指導・支援を行い、多様な視点からの履修が可能となるよう、主指導教員、副指導教員で構成する履修指導グループにより指導を行う。</p> <p>(7) 成績評価基準、方法に基づき厳格な評価を行う。</p>
アドミッション・ポリシー	<p>本学部は、地域が抱えている諸課題を認識し、地域産業の活性化と地域振興について考えます。そのために、マネジメントの専門分野を中心に、社会・人文科学、及び農学・工学の利活用技術の基礎知識を学び、さらには自治体や企業等及び地域の方々と協働した実践的な教育を行い、地域振興を企画・実践できる素養を身につけた人材の育成を目的としています。したがって、本学部では、次のような人を求めています。</p> <p>(1) 地域が抱えている諸課題について強い関心があり、地域の振興に貢献したいと考えている人</p> <p>(2) コミュニケーション能力を有し、人々と協働し問題を解決する意欲を持った人</p> <p>(3) 論理的な思考能力と判断力及び国際的な視野を持って、課題解決に取り組もうとする意思のある人</p> <p>(4) 課題解決へ向けて、自分から積極的に目標と計画を立て、強い意志をもって持続的に取り組むことができる人</p>	<p>本研究科では、学部教育の専門性をさらに深化させ、専門性の高い分野で高度で先端的な地域資源創成に係る大学院教育を行うこととする。また、企業・産業・地方公共団体・地域社会等有する地域課題・実務的課題の具体的解決に資する大学院教育を行うこととする。したがって、本研究科では以下のような人材を積極的に受け入れることとする。</p> <p>(1) 社会的・地域的課題を解決するためのイノベーションの創発に関する専門的・実務的な知識・能力と意欲を有している人</p> <p>(2) 企業・産業・地方公共団体等のマネジメントを改善・改革するための専門的・実務的な知識・能力、意欲を有している人</p> <p>(3) 異分野を融合させて新たな地域価値、資源価値を創出できる専門的・実務的な知識・能力、意欲を有している人</p>

資料3 学部教育と大学院教育の「学びの連続性」



資料4 履修モデル

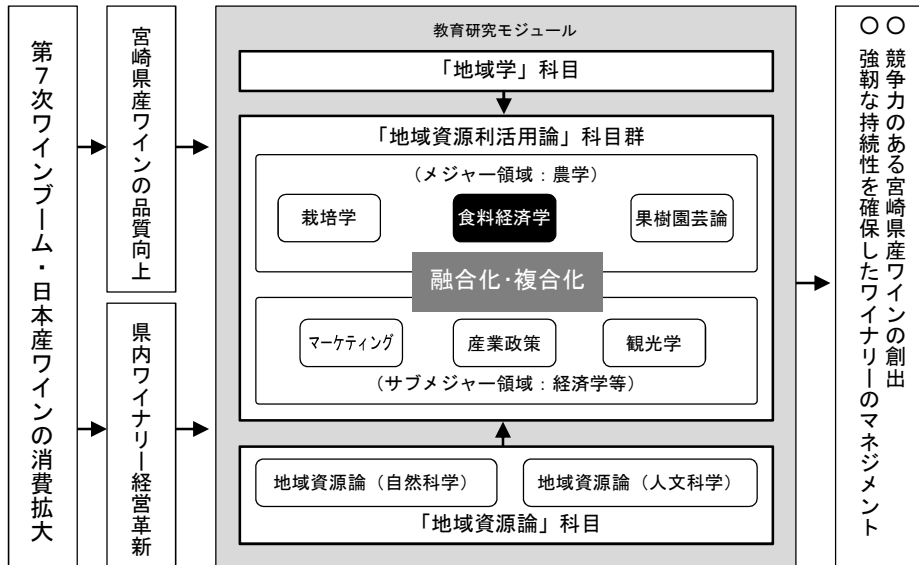
○概要

履修モデル	摘要	融合・複合化の分野（領域）
履修モデル① 地域資源 管理研究	<p>概要：地域に賦存する複数の地域資源の総合的管理を研究する履修モデルとして、経済学関係、農学関係等の異分野・多分野の融合・複合化を図るためのモジュールを形成</p> <p>人材像：異分野・多分野を融合・複合させて新たな地域価値・資源価値を創出できる高度人材像</p> <p>モデル：日本ワインブームにおけるワイナリー経営に関する研究</p> <p>趣旨：ワインブームを背景に国内産ワインの消費ニーズが高まるなか、国内産出地間の競争が激化している。このためブドウの生育環境の整備や品種の選別・交配等を通じたワイン品質の向上（農学的課題）と生産主体であるワイナリーの経営体質の改善（経済学的課題）、が不可欠となっている。本履修モデルでは、県内ワイナリーを対象に、特に顧客（消費者）視点から、県産ワインの品質向上、ブランドの確立等について調査を行い、農学関係分野と経済学関係等を融合・複合化した専門性を基にワインブームにおけるワイナリー経営のあり方や地域資源としてのブドウの活用や地場産ワインの魅力向上等について考察する。</p>	農学関係 経済学関係
履修モデル② 企業マネジメント 研究	<p>概要：企業経営資源活用の効率化・高度化の視点から企業マネジメントを研究する履修モデルとして、経済学関係を中心に異分野・多分野の融合・複合化を図るためのモジュールを形成</p> <p>人材像：企業・産業・地方自治体等の包括的なマネジメントを担うことが可能な高度人材</p> <p>モデル：地域に根ざした調剤薬局のあり方に関する研究</p> <p>趣旨：高齢化・長寿命化社会を背景に、重要な保健・福祉・医療資源となっている地域の調剤薬局を2025年までにかかりつけ薬局に再編することが国の構想として示されている。しかし、地域の調剤薬局は、薬剤師等の人的資源の不足、管理コストの増大等の様々な経営的問題を内包（経済学的課題）する一方、我が国の医療保険制度の中で国民・住民の健康福祉の増進により一層貢献することが期待されている（法学的課題）。また、こうした課題の解決においては、在宅医療・看護等の実態を把握することも必要（保健衛生学的課題）となっている。本履修モデルでは、今後のかかりつけ薬局の確立に向けた薬局機能・サービスのあり方、保健・福祉・医療機関、行政機関等との連携のあり方、薬局経営に係る人的資源・経営的資源の確保あり方等について、保健衛生学の知見を確保しつつ、経済学関係分野、法学分野を融合・複合化した専門性を基に地域経営の視点から調剤薬局のあり方について考察する。</p>	経済学関係 法学関係 (保健衛生学)

履修モデル	摘要	融合・複合化の分野（領域）
履修モデル③ 地域政策研究	<p>概要：公共経営資源活用の確保や利用の高度化を通じて地域的・社会的課題を解決する視点から地域政策のあり方を研究する履修モデルとして、法学関係を中心に異分野・多分野の融合・複合化を図るためのモジュールを形成</p> <p>人材像：地域的・社会的課題を解決するためのイノベーション創発が可能な高度人材</p> <p>モデル：地域自主組織によるコミュニティバス運営に関する研究</p> <p>趣旨：過疎化などが進行する人口減少地域では、利用者の減少、採算性の確保等が課題となり、路線バス、鉄道等の公共交通の撤退が続いており、交通空白地域、交通弱者の増大が顕著となっている。こうした問題に対応するため、新たな公共交通体系のあり方として、コミュニティバスの導入が求められている。しかし、その導入には道路運送法に基づく許認可等の手続きが必要（法学的課題）であり、また、バリアフリーやコンパクトシティ等の新たなまちづくりの視点（工学的課題）も重要となってきた。本履修モデルでは、地域自主組織による持続可能なコミュニティバスの運行システム、経営手法、宮崎市等との公民連携のあり方について、法学関係、工学関係を融合・複合化した専門性を基に考察する。</p>	法学関係 (工学関係)
履修モデル④ 地域産業活性化研究	<p>概要：産業経営資源の高度利活用を通じて新たな産業育成・振興を研究する履修モデルとして、経済学関係、農学関係を中心に異分野・多分野の融合・複合化を図るためのモジュールを形成</p> <p>人材像：地域的・社会的課題を解決するためのイノベーション創発が可能な高度人材</p> <p>モデル：インバウンドに対応した観光資源の開発とマネジメントに関する研究</p> <p>趣旨：海外からの訪日外国人数の増大とともに、インバウンドの受け入れに対応した新たな観光資源の開発が必要となっている。こうしたなかで、地域経済を牽引する新たな産業の育成から観光を捉える（経済学的課題）とともに、地域の歴史・文化の活用を通じた新たな観光資源の創出やホスピタリティの確保等が重要（文学的課題）となっている。本履修モデルでは、訪日外国人受け入れに係る現状・課題を踏まえ、今後のインバウンド拡大に向けた観光資源の開発及びマネジメントのあり方について、経済学関係、文学関係を融合・複合化した専門性を基に考察する。</p>	経済学関係 (文学関係)

「教育研究モジュール」の形成による異分野の融合・複合

ー 地域資源管理研究（日本ワインブームにおけるワイナリー経営に関する研究）ー



教育研究 モジュール①	地域資源管理研究
養成する人材像	異分野・多分野を融合させて新たな地域価値・資源価値を創出できる高度人材

■ 研究概要及び指導体制

研究題目	日本ワインブームにおけるワイナリー経営に関する研究 ―品質向上とブランドマネジメントを中心に―
研究概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁の資料によると、2014年の日本国内のワイン消費数量は過去最高を記録し、1998年以降の第7次のワインブームの到来と呼ばれている ○ このうち、輸入ワインのみならず、国内産ブドウ100%の日本ワインも人気拡大する傾向にあり、こうした市場動向を捉え、国内の各ワイナリーにおいて意欲的なワイン醸造が行われている ○ 宮崎県内にも4市町にワイナリーが立地し、本県独自のワインを産出しているが、より一層の品質向上とブランドの確立が求められている ○ ワインの品質向上とブランドの確立には、産出主体であるワイナリー経営の近代化、生産体制の効率化、自然環境に適したブドウ栽培方法の導入、醸造技術の革新等の多様な専門分野の知見が不可欠であるが、国内外のワイナリーと比較した場合、経営規模が零細であり、人材育成、設備投資等に十分な対応が図られていない現状がある ○ 本研究は、県内ワイナリーを対象に、特に顧客（消費者）視点から、県産ワインの品質向上、ブランドの確立等について調査を行い、ワインブームにおけるワイナリー経営のあり方についてまとめる
研究指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主指導教員の専門分野・領域： ①食料経済学 ○ 副指導教員の専門分野・領域： ②栽培学、③地域経営

■ 履修モデル

区分		授業科目	1年次		2年次		合計 単位数
			前期	後期	前期	後期	
「地域資源創成学」 系履修科目	地域学	地域学特論	②				2
	地域資源論	地域資源特論Ⅰ（自然科学）	2				4
		地域資源特論Ⅱ（人文科学）	2				
	地域資源利活用論	利活用論A	地域経営特論	2			12
		利活用論C	産業政策特論	2			
			食料・農業経済学特論 栽培学特論	2	2		
利活用論D		観光学特論	2				
指定科目	果樹園芸学特論（農学研究科）		2				
実践研究	実践研究Ⅰ 実践研究Ⅱ		②	②		4	
特別研究	—				⑧	8	
合計単位数（年次別）			14	6	2	8	30

○ 必修科目

■ 養成する専門性及び修了後の進路先

養成する専門性	<ul style="list-style-type: none"> ① 異分野融合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性……………◎ ② 優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性……………○ ③ 第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性……………◎
修了後の進路先（例）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワイナリー ○ 飲料・酒造メーカー ○ 総合・専門商社 ○ 観光関連産業（ホテル、空港ビル、旅行会社等） ○ 国・地方自治体・農業試験場 等

■ 履修モデルの概要

地域学 (必修科目)		地域学特論				「教育研究モジュール」に基づく科目履修				
地域資源論 (選択科目)		特論Ⅰ (自然科学)	特論Ⅱ (人文科学)	特論Ⅲ (社会科学)						
地域資源利活用論 (選択科目)	利活用論 A (企業経営資源) (選択科目)	特論① (会計学)	特論② (地域経営)	特論③ (創造的組織)	特論④ (経営戦略)					
		特論⑤ (イノベーション)	特論⑥ (マーケティング戦略)							
	利活用論 B (公共経営資源) (選択科目)	特論① (民法)	特論② (雇用と法)	特論③ (自治体財政)	特論④ (自治体政策)					
		特論⑤ (地域計画)	特論⑥ (地域環境政策)	特論⑦ (農村フィールド)						
	利活用論 C (産業経営資源) (選択科目)	特論① (産業政策)	特論② (交流マネジメント)	特論③ (食料・農業経済)	特論④ (世界経済)					
	特論⑤ (畜産学)	特論⑥ (栽培学)	特論⑦ (食品学)							
	利活用論 D (人文社会資源) (選択科目)	特論① (コミュと地域活性化)	特論② (文化地理学)	特論③ (歴史学)	特論④ (観光学)					
		特論⑤ (スポーツ文化)	特論⑥ (民俗学)							
	指定科目 (選択科目)	果樹園芸学 (農学研究科)								
実践研究 (必修科目)		実践研究Ⅰ		実践研究Ⅱ						
		<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県内の特定のワイナリーについてアンケート・ヒアリング調査を実施する ワイナリーの全国的動向について業界情報及び他地域との比較を通じて宮崎県内のワイナリーの特性を明らかにする 		<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県内の特定のワイナリーの顧客に対してマーケティング手法に基づく調査を行い、顧客満足度を高めるための提言をまとめる 						
特別研究 (必修科目)		特別研究								
		<ul style="list-style-type: none"> 近年の日本ワインブームの背景とそれに伴う課題について先行研究を収集・サーベイを実施する 「学術的(本質的)な問い」である「日本ワインブームにおけるワイナリー経営はいかにあるべきかあるのか」その根拠が学術的な裏付けをもって修士論文にて示されるとともに経営戦略(ビジョン)が描けるようにする 								
						履修科目				
						必修科目				
						<input type="radio"/> 地域学特論 2単位 <input type="radio"/> 実践研究Ⅰ 2単位 <input type="radio"/> 実践研究Ⅱ 2単位 <input type="radio"/> 特別研究 8単位				
						計 14単位				
						選択科目				
						<input type="radio"/> 地域資源論 4単位 <input type="radio"/> 地域資源利活用論 12単位				
						計 16単位				
						履修科目合計				
						<input type="radio"/> 必修科目 14単位 <input type="radio"/> 選択科目 16単位				
						計 30単位				
						研究指導体制				
						<input type="radio"/> 主指導教員 食料経済学 <input type="radio"/> 副指導教員 栽培学 地域経営				
						修了後の進路先				
						<input type="radio"/> ワイナリー <input type="radio"/> 飲料・酒造メーカー <input type="radio"/> 総合・専門商社 <input type="radio"/> 観光関連産業(ホテル、空港ビル、旅行会社等) <input type="radio"/> 国・地方自治体・農業試験場 等				

教育研究 モジュール②	企業マネジメント研究
養成する人材像	企業・産業・地方自治体等の包括的なマネジメントを担うことが可能な高度人材

■ 研究概要及び指導体制

研究題目	地域に根ざした調剤薬局のあり方に関する研究 – 宮崎市A薬局グループを事例に –
研究概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化・長寿命化社会の進展を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築をはじめとする保健・福祉・医療・介護の制度改革が進む一方、財政的には医療費の増加が大きな社会的・政策的課題となっている ○ 2015年10月、厚生労働省が「患者のための薬局ビジョン」を策定し、地域医療の担い手としてすべての調剤薬局を2025年までにかかりつけ薬局に再編する構想が示され、国民・住民の健康増進のみならず、医療費の削減も期待されている ○ 地域の調剤薬局は、薬剤師等の人的資源の不足、管理コストの増大等の様々な経営的課題を内包し、薬局ビジョンへの対応が困難な状況におかれている ○ 病院・診療所の周辺地域に調剤薬局5店舗を有する宮崎市A薬局グループは、厚生労働省の薬局ビジョンに対応した新たなサービスの展開を構想しているが、マンパワーの確保、店舗・設備の老朽化、投資資金の不足などから、抜本的な経営改革が進まない現状にある ○ 本研究では、宮崎市A薬局グループを研究対象事例とし、今後のかかりつけ薬局機能の導入に向けた薬局機能・サービスのあり方、保健・福祉・医療機関、行政機関等との連携のあり方、薬局経営に係る人的資源・経営的資源の確保あり方等を、地域経営の視点から考察する
研究指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主指導教員の専門分野・領域： ①地域経営 ○ 副指導教員の専門分野・領域： ②経営戦略、③自治体政策・経営

■ 履修モデル

区分		授業科目	1年次		2年次		合計 単位数
			前期	後期	前期	後期	
〔地域資源創成学〕 系履修科目	地域学	地域学特論	②				2
	地域資源論	地域資源特論Ⅰ（自然科学）	2				4
		地域資源特論Ⅲ（社会科学）	2				
	地域資源利活用論	地域経営特論 マーケティング戦略特論 経営戦略特論	2	2 2			12
		利活用論B 自治体政策特論		2			
指定科目	地域看護学特論（看護学研究科） 成人・老年療養支援看護学特論（看護学研究科）	2 2					
実践研究	実践研究Ⅰ 実践研究Ⅱ		②		②	4	
特別研究	—				⑧	8	
合計単位数（年次別）			12	8	2	8	30

○ 必修科目

■ 養成する専門性及び修了後の進路先

養成する専門性	<ul style="list-style-type: none"> ① 異分野融合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性 ○ ② 優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性 ◎ ③ 第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性..... ◎
修了後の進路先（例）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品メーカー ○ 医療機関（病院・診療所）、医療法人 ○ 医薬品医療機器等法に基づく薬局 ○ ドラッグストア・薬店 ○ 地方自治体（県・保健所を有する市、福祉事務所を有する市町村） ○ 社会福祉施設、社会福祉法人 等

■ 履修モデルの概要

地域学 (必修科目)	地域学特論	「教育研究モジュール」に基づく科目履修			
地域資源論 (選択科目)	特論Ⅰ (自然科学)	特論Ⅱ (人文科学)	特論Ⅲ (社会科学)		
地域資源利活用論 (選択科目)	利活用論A (企業経営資源) (選択科目)	特論① (会計学)	特論② (地域経営)	特論③ (創造的組織)	特論④ (経営戦略)
		特論⑤ (イノバマネジメント)	特論⑥ (マーケティング戦略)		
	利活用論B (公共経営資源) (選択科目)	特論① (民法)	特論② (雇用と法)	特論③ (自治体財政)	特論④ (自治体政策)
		特論⑤ (地域計画)	特論⑥ (地域環境政策)	特論⑦ (農村フィールド)	
	利活用論C (産業経営資源) (選択科目)	特論① (産業政策)	特論② (交流マネジメント)	特論③ (食料・農業経済)	特論④ (世界経済)
	特論⑤ (畜産学)	特論⑥ (栽培学)	特論⑦ (食品学)		
	利活用論D (人文社会資源) (選択科目)	特論① (コミュと地域活性化)	特論② (文化地理学)	特論③ (歴史学)	特論④ (観光学)
		特論⑤ (スポーツ文化)	特論⑥ (民俗学)		
指定科目 (選択科目)	地域看護学 (看護学研究科)	成人・老年療養看護学 (看護学研究科)			

履修科目	
必修科目	
○地域学特論	2単位
○実践研究Ⅰ	2単位
○実践研究Ⅱ	2単位
○特別研究	8単位
計	14単位
選択科目	
○地域資源論	4単位
○地域資源利活用論	12単位
計	16単位
履修科目合計	
○必修科目	14単位
○選択科目	16単位
計	30単位

実践研究 (必修科目)	実践研究Ⅰ	実践研究Ⅱ
	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎市を事例に調剤薬局の分布図の作成や経営状況についてアンケート・ヒアリング調査の実施 調剤薬局の全国的動向(大手薬局の広域化)について業界情報及び他地域との比較を通じて宮崎市の特性を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> A薬局グループの顧客に対してマーケティング手法に基づく調査を実施し、顧客満足度を高めるための提言を整理・取りまとめ
特別研究 (必修科目)	特別研究	
	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の医療産業・薬剤師に関する政策及び先行研究を収集・サーベイを実施する 薬局に対するインタビュー手法やアンケート分析に対する学術的なスキルを習得し、学会報告等に耐えられる学術的裏付けを確保した調査方法ができるようにする 「学術的(本質的)な問い」である「なぜ調剤薬局が地域に根ざす必要があるのか」その根拠が学術的な裏付けに基づいて修士論文にて示されるとともに経営戦略(ビジョン)が描けるようにする 	

研究指導体制
○主指導教員 地域経営
○副指導教員 経営戦略 自治体政策・経営
修了後の進路先
○医薬品メーカー
○医療機関
○薬局
○ドラッグストア・薬店
○地方自治体
○社会福祉施設、社会福祉法人 等

教育研究 モジュール③	地域政策研究
養成する人材像	地域的・社会的課題を解決するためのイノベーション創発が可能な高度人材

■ 研究概要及び指導体制

研究題目	地域自主組織によるコミュニティバス運営に関する研究 ―宮崎市A地区を事例に―
研究概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎化などが進行する人口減少地域では、利用者の減少、採算性の確保等が課題となり、路線バス、鉄道等の公共交通の撤退が続き、交通空白地域が増大している ○ また、高齢化の進展により、マイカー等の移動手段を確保できない交通弱者が増大し、買い物、通院等の生活課題が顕在している ○ 2016年10月、道路運送法の改正が行われ、公共交通空白地の自家用有償運送については、非営利組織が運行主体として新たに認められることとなった ○ こうした背景から、宮崎県においても交通空白地域の解消、交通弱者の支援等に対応するため、地域自主組織が中心となってコミュニティバスの運行を検討する地域が増加している ○ しかし、効率的な運行計画の策定、収支改善に向けた運行経営の見直し、利用者の確保等など、地域自主組織によるコミュニティバスの運行は多くの課題を抱えている ○ 本研究では、宮崎市内のA地区を事例に、地域自主組織による持続可能なコミュニティバスの運行システム、経営手法、宮崎市等との公民連携のあり方について考察する
研究指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主指導教員の専門分野・領域： ①自治体政策・経営 ○ 副指導教員の専門分野・領域： ②地域計画、③地域経営

■ 履修モデル

区分		授業科目	1年次		2年次		合計 単位数
			前期	後期	前期	後期	
「地域資源創成学」 系履修科目	地域学	地域学特論	②				2
	地域資源論	地域資源特論Ⅰ（自然科学）	2				4
		地域資源特論Ⅲ（社会科学）	2				
	地域資源利活用論	利活用論A イノベーションマネジメント特論 地域経営特論	2				12
			2				
利活用論B	自治体財政特論 自治体政策特論 地域計画特論	2				2	
			2				
指定科目	交通計画特論（工学研究科）	2					
実践研究	実践研究Ⅰ 実践研究Ⅱ		②		②		4
特別研究	—					⑧	8
合計単位数（年次別）			14	6	2	8	30

○ 必修科目

■ 養成する専門性及び修了後の進路先

養成する専門性	<ul style="list-style-type: none"> ① 異分野融合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性……………◎ ② 優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性……………◎ ③ 第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性……………○
修了後の進路先（例）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方自治体 ○ 公共交通機関・交通事業者 ○ NPO法人、地域運営組織 等

■ 履修モデルの概要

地域学 (必修科目)		地域学特論				「教育研究モジュール」に基づく科目履修			
地域資源論 (選択科目)		特論Ⅰ (自然科学)	特論Ⅱ (人文科学)	特論Ⅲ (社会科学)					
地域資源利活用論 (選択科目)	利活用論A (企業経営資源) (選択科目)	特論① (会計学)	特論② (地域経営)	特論③ (創造的組織)	特論④ (経営戦略)				
		特論⑤ (イノバマネジメント)	特論⑥ (マーケティング戦略)						
	利活用論B (公共経営資源) (選択科目)	特論① (民法)	特論② (雇用と法)	特論③ (自治体財政)	特論④ (自治体政策)				
		特論⑤ (地域計画)	特論⑥ (地域環境政策)	特論⑦ (農村フィールド)					
	利活用論C (産業経営資源) (選択科目)	特論① (産業政策)	特論② (交流マネジメント)	特論③ (食料・農業経済)	特論④ (世界経済)				
		特論⑤ (畜産学)	特論⑥ (栽培学)	特論⑦ (食品学)					
	利活用論D (人文社会資源) (選択科目)	特論① (コミュと地域活性化)	特論② (文化地理学)	特論③ (歴史学)	特論④ (観光学)				
		特論⑤ (スポーツ文化)	特論⑥ (民俗学)						
	指定科目 (選択科目)	交通計画 (工学研究科)							

履修科目	
必修科目	
○地域学特論	2単位
○実践研究Ⅰ	2単位
○実践研究Ⅱ	2単位
○特別研究	8単位
計	14単位
選択科目	
○地域資源論	4単位
○地域資源利活用論	12単位
計	16単位
履修科目合計	
○必修科目	14単位
○選択科目	16単位
計	30単位

実践研究 (必修科目)	実践研究Ⅰ	実践研究Ⅱ
	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎市A地区を事例にコミュニティバスの運行状況(利用状況)や経営状況についてアンケート・ヒアリング調査の実施する 他地域の運営方法(行政直営)との比較を通じて宮崎市における地域自主組織による運営の特性を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> A地区住民及びコミュニティバスの顧客に対してマーケティング手法に基づく調査を行い、利用者満足度を高めるとともに経営安定化のための提言をまとめる
特別研究 (必修科目)	特別研究	
	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のコミュニティバス(地域交通)、地域自主組織(行政学・社会学)に関する政策及び先行研究を収集・サーベイを実施する 住民・乗客に対するインタビュー手法やアンケート分析に対する学術的なスキルを習得し、学会報告等に耐えられる学術的裏付けを確保した調査方法ができるようにする 「学術的(本質的)な問い」である「なぜ地域自主組織が地域に根ざす必要があるのか」その根拠が学術的な裏付けに基づいて修士論文にて示されるとともに経営戦略(ビジョン)が描けるようにする 	

研究指導体制
○主指導教員 自治体政策・経営
○副指導教員 地域計画 地域経営
修了後の進路先
○国・地方自治体
○公共交通機関・交通事業者
○NPO法人、地域運営組織 等

教育研究 モジュール④	地域産業活性化研究
養成する人材像	地域的・社会的課題を解決するためのイノベーション創発が可能な高度人材

■ 研究概要及び指導体制

研究題目	インバウンドに対応した観光資源の開発とマネジメントに関する研究 ―宮崎県A市を事例に―
研究概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外からの訪日外国人数は、2018年には3,000万人を突破し、過去最高の水準となっており、インバウンドの受け入れに対応した新たな観光資源の開発が必要となっている ○ しかし、宮崎県では中国人をはじめとするアジア地域からの訪日外国人数は増加しているものの、その多くは通過型観光であり、インバウンドに対応した観光資源の開発と、そうした資源の適切マネジメントを図るための体制づくり、人材づくりが喫緊の課題となっている ○ 本研究では、宮崎県内のA市を対象に、訪日外国人受け入れに係る現状・課題を踏まえ、今後のインバウンド拡大に向けた観光資源の開発及びマネジメントのあり方について研究する
研究指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主指導教員の専門分野・領域： ①産業政策 ○ 副指導教員の専門分野・領域： ②地域振興、③地域経営

■ 履修モデル

区分		授業科目	1年次		2年次		合計 単位数
			前期	後期	前期	後期	
「地域資源創成学」 系履修科目	地域学	地域学特論	②				2
	地域資源論	地域資源特論Ⅰ（自然科学）	2				6
		地域資源特論Ⅱ（人文科学）	2				
		地域資源特論Ⅲ（社会科学）	2				
	地域資源利活用論	利活用論A	地域経営特論	2			10
利活用論C		産業政策特論	2				
利活用論D		コミュニケーションと地域活性化特論		2			
	文化地理学特論 観光学特論	2 2					
実践研究	実践研究Ⅰ 実践研究Ⅱ		②		②	4	
特別研究	—				⑧	8	
合計単位数（年次別）	—		16	4	2	8	30

○ 必修科目

■ 養成する専門性及び修了後の進路先

養成する専門性	<ul style="list-style-type: none"> ① 異分野融合の研究開発を推進できる高度な学際的専門性 …………… ◎ ② 優れたソリューションを創発できる高度な実務的専門性 …………… ◎ ③ 第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる高度な学術的専門性 …………… ◎
修了後の進路先（例）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方自治体 ○ 公共交通機関・交通事業者 ○ 観光関連産業（ホテル、空港ビル、旅行会社等） ○ NPO法人、地域運営組織 等

■ 履修モデルの概要

地域学 (必修科目)	地域学特論	「教育研究モジュール」に基づく科目履修				
地域資源論 (選択科目)	特論Ⅰ (自然科学)	特論Ⅱ (人文科学)	特論Ⅲ (社会科学)			
地域資源利活用論 (選択科目)	利活用論 A (企業経営資源) (選択科目)	特論① (会計学)	特論② (地域経営)	特論③ (創造的組織)	特論④ (経営戦略)	
		特論⑤ (イノベーション)	特論⑥ (マーケティング戦略)			
	利活用論 B (公共経営資源) (選択科目)	特論① (民法)	特論② (雇用と法)	特論③ (自治体財政)	特論④ (自治体政策)	
		特論⑤ (地域計画)	特論⑥ (地域環境政策)	特論⑦ (農村フィールド)		
	利活用論 C (産業経営資源) (選択科目)	特論① (産業政策)	特論② (交流マネジメント)	特論③ (食料・農業経済)	特論④ (世界経済)	
		特論⑤ (畜産学)	特論⑥ (栽培学)	特論⑦ (食品学)		
	利活用論 D (人文社会資源) (選択科目)	特論① (コミュと地域活性化)	特論② (文化地理学)	特論③ (歴史学)	特論④ (観光学)	
		特論⑤ (スポーツ文化)	特論⑥ (民俗学)			
	指定科目 (選択科目)					

履修科目	
必修科目	
○地域学特論	2 単位
○実践研究Ⅰ	2 単位
○実践研究Ⅱ	2 単位
○特別研究	8 単位
計	14 単位
選択科目	
○地域資源論	6 単位
○地域資源利活用論	10 単位
計	16 単位
履修科目合計	
○必修科目	14 単位
○選択科目	16 単位
計	30 単位

実践研究 (必修科目)	実践研究Ⅰ	実践研究Ⅱ
	<ul style="list-style-type: none"> ● A市を事例に観光資源の現状調査や観光資源を活用した組織マネジメントの現状と課題に関する調査を実施する ● インバウンド対応した観光地づくりの全国的動向について他地域との比較を通じてA市の特性を明らかにする 	<ul style="list-style-type: none"> ● A市のインバウンドに対してマーケティング手法に基づく調査を行い、顧客満足度を高めるための提言をまとめる
特別研究 (必修科目)	特別研究	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国のインバウンドに関する政策及び先行研究を収集・サーベイを実施する ● インバウンド及び関連事業者に対するインタビュー手法やアンケート分析に対する学術的なスキルを習得し、学会報告等に耐えられる学術的裏付けを確保した調査方法が実施できるようにする ● 「学術的(本質的)な問い」である「なぜインバウンドに対応した観光資源の開発とマネジメントが必要なのか」その根拠が学術的な裏付けに基づいて修士論文にて示されるとともに経営戦略(ビジョン)が描けるようにする 	

研究指導体制
○主指導教員 産業政策
○副指導教員 地域振興 地域経営
修了後の進路先
○国・地方自治体
○公共交通機関・交通事業者
○観光関連産業(ホテル、空港ビル、旅行会社等)

資料5 国立大学法人宮崎大学職員就業規則

○国立大学法人宮崎大学職員就業規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成18年3月30日
平成19年3月30日 平成20年3月31日
平成21年3月30日 平成21年5月29日
平成25年3月28日 平成27年3月26日
平成27年7月23日 平成28年3月25日
平成29年3月23日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「本規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規則において「職員」とは、常時本法人に勤務する教育職員、事務職員、技術職員、技能・労務職員、教務職員、看護職員及び医療職員をいう。
2 本規則において「諸規則」とは、国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程及び国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程実施細則に基づき定められた規則等をいう。
3 本法人が雇用の期間を定めて雇用する職員、第21条の規定により再雇用された職員、その他第1項に掲げる職員以外の就業に関する事項については、別に定める。

(権限の委任)

第3条 学長は、本規則に規定する権限の一部を学長が指定する者に委任することができる。

(法令との関係)

第4条 本規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 本法人及び職員は、それぞれの立場で法令及び諸規則を遵守し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採 用

(採用)

第6条 職員の採用は、国立大学法人宮崎大学職員採用・退職規程（以下「職員採用・退職規程」という。）に基づく選考による。

(労働条件の明示)

第7条 学長は職員の採用に際し、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇並びに交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の職員となった者について

ては、その一部を省略することができる。

- (1) 入職誓約書
 - (2) 履歴書
 - (3) 資格に関する証明書
 - (4) 住民票記載事項の証明書
 - (5) 扶養親族等に関する書類
 - (6) その他学長が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに、学長に届け出なければならない。

(試用期間)

- 第9条 職員として採用された者には、採用の日から6箇月間の試用期間を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の職員となった者については、この限りではない。
- 2 試用期間中に職員として、あるいは試用期間終了時、正規の職員とするに学長が不適当と認めるときは、解雇することがある。
 - 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

- 第10条 職員の昇任については、その職員の勤務実績等に基づいて職員採用・退職規程の定めるところにより行う。

(降任)

- 第11条 職員が次のいずれかに該当するときには、職員採用・退職規程の定めるところにより降任することができる。
- (1) 勤務実績が良くない場合
 - (2) 本規則の定めるところによる懲戒処分を受けた場合
 - (3) 負傷又は疾病により勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (4) その他、職務に対する必要な適格性を欠く場合

第3節 異動

(異動等)

- 第12条 学長は、業務上の必要により職員に異動（配置転換、転勤、出向）を命じ、又は担当業務以外の業務を行わせることがある。
- 2 前項に規定する異動等（移籍出向の場合を除く。）を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
 - 3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員出向規程に定める。

(赴任)

- 第13条 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、定められた期間内に新任地に赴任できない場合は、新任地の上司の承認を得なければならない。
- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
 - (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第4節 休職

(休職)

- 第14条 職員が次のいずれかに該当するときは、これを休職とする。
- (1) 国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間・休暇等規程」という。）第22条第1項の特定病気休暇が連続して90日を超える場合（同条第3項及び第4項の特定病気休暇が連続しているものとみなす期間及び特定病気休暇を使用した日とみなす日を含む。）
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

- (3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (4) 学校、研究所、病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
 - 3 休職の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員休職規程に定める。

(休職の期間等)

- 第15条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間（第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3年を超えることができない。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

- 第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。ただし、第14条第1項第1号の規定により休職した職員については、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り復職させるものとする。この場合、医師について学長が指定することがある。
- 2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。ただし、第18条第4号に該当する場合は、この限りではない。
 - 3 前2項の場合は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(再休職)

- 第17条 第14条第1項第1号の規定により休職した職員が、復職後3月以内に再び同一傷病により休暇を要する場合には、病気休暇期間を経ずに休職とし、前の休職期間と通算する。

第5節 退職及び解雇

(退職)

- 第18条 職員は、次のいずれかに該当するときは退職とし、職員としての身分を失う。
- (1) 退職を願い出て学長から承認された場合、又は文書による願い出の提出後30日を経過した場合
 - (2) 定年（第20条第2項に定める定年）に達した場合
 - (3) 学長の命に職員が同意し、移籍出向する場合
 - (4) 第15条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
 - (5) 本法人の専任の役員に就任した場合
 - (6) 死亡した場合
 - (7) 30日を超えて生死不明又は所在不明となり、主たる生計を共にする家族が同意した場合

(自己都合による退職手続)

- 第19条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。
- 2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従前の職務に従事しなければならない。

(定年)

- 第20条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手は年齢65年とする。
- 2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(再雇用)

- 第21条 第18条第2号の規定により退職した者で、再雇用を希望する者について、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、採用することができる。
- 2 前項の対象となる職員の範囲、その他就業に関して必要な事項は、国立大学法人宮崎大学再雇用職員就業規則の定めるところによる。
 - 3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第4条第1項第1号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をして

はならない。

(解雇)

第22条 学長は、職員が次のいずれかに該当するときには、解雇することができる。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (2) 勤務実績が著しく不良の場合
 - (3) 負傷又は疾病により業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (4) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - (5) 組織の改廃等により、職員の減員が必要となった場合
 - (6) 外部資金の受入終了、プロジェクト等の業務の完了等の事由により、従事している業務を終了せざるを得ない場合。ただし、個別の労働契約書により従事する業務の内容を当該プロジェクト等の業務に限定した職員に限る。
 - (7) 天災事変その他やむを得ない事情により、本法人の事業継続が不可能となった場合
- 2 職員の解雇について必要な事項は、「職員採用・退職規程」に定める。

(解雇制限)

第23条 本規則の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合（打切補償を支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が、労働時間・休暇等規程第24条別表6第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第24条 第22条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために、事業の継続が不可能となった場合、又は、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であって、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りではない。

- 2 第9条第2項の規定により、試用期間中の職員を解雇する場合においても前項を準用する。ただし、採用後14日以内の職員を解雇する場合は、この限りではない。

(退職時等の責務)

第25条 退職した者又は解雇された者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 退職する者又は解雇される者は、本法人からの貸与物等を返還するとともに、本法人に債務がある場合には、退職の日又は解雇の日までに完済しなければならない。
- 3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第4条第1項第1号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

(退職時等の証明)

第26条 労基法第22条に定める退職等証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給 与

(給与)

第27条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員給与規程に定める。

第4章 評 価

(勤務実績の評価)

第28条 学長は、定期的に職員の勤務実績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

第5章 服 務

(誠実義務)

第29条 職員は、職務上の責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、上司の指示に従い、本法人の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第30条 職員は、本規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第31条 職員は、次に掲げる期間は、職務専念義務を免除される。

- (1) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
 - (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
 - (3) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩及び休業により勤務しないことを承認された期間
 - (4) 勤務期間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
 - (5) 勤務期間内のレクリエーションへの参加を承認された期間
- 2 職務専念義務免除の承認手続きその他必要な事項については、労働時間・休暇等規程に定める。

(遵守事項)

第32条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (2) 職場の内外を問わず、本法人の名誉又は信用を傷つけないこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。
- (5) 本法人の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 学内で、教育、研究等に多大な影響を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送、宣伝、集会又は文書画の配付・回覧・掲示その他これに準ずる行為を行わないこと。
- (7) 許可なく、学内で営利を目的として金品の貸借又は物品の売買を行わないこと。

(職員の倫理)

第33条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人宮崎大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメントの防止等)

第34条 職員は、いかなるハラスメント及び人権侵害も行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する指針に基づき、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する規程に定める。

(入構禁止又は学外退去)

第35条 学長は、職員が次のいずれかに該当するときは、学内への入構を禁止し、又は学外へ退去させることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はその恐れのある場合
 - (2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合
 - (3) 衛生上有害と認められる場合
 - (4) 口蹄疫の発生国から帰国しダウンタイムの期間内にある場合
 - (5) その他、前各号のほか就業に不都合と認められる場合
- 2 前項第1号から第3号若しくは第5号の規定により入構を禁止され、又は学外へ退去させられ勤務しなかった場合は、欠勤として取り扱うものとし、給与は支払わない。

(兼業の制限)

第36条 職員は、許可を受けた場合でなければ、本務以外の業務に従事してはならない。

- 2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める。

第6章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第37条 職員の労働時間、休日及び休暇等について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

(育児休業等)

第38条 職員は、3歳に満たない子を養育するため必要があるときは、学長に申し出ることにより育児休業をすることができる。

2 育児休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業等)

第39条 職員のうち必要がある者は、学長に申し出ることにより介護休業をすることができる。

2 介護休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第39条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員は、大学等における修学又は国際貢献活動のために休業を請求し、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員自己啓発等休業規程に定める。

(配偶者同行休業)

第39条の3 職員は、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業（以下「配偶者同行休業」という。）をすることができる。

2 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める。

第7章 職員研修

(職員研修)

第40条 職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教育職員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育職員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

5 研修について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学の職員研修に関する規程に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第41条 学長は、職員が、次のいずれかに該当するときは、表彰する。

(1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合

(2) 業務上、特に顕著な功績があった場合

(3) 永年勤続し、勤務実績が良好であった場合

(4) その他表彰に値する場合

2 職員の表彰について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員表彰規程に定める。

(懲戒)

第42条 学長は、職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒処分を行うことができる。

(1) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合

(2) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えた場合

(3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合

(4) 重大な経歴詐称をした場合

- (5) 法令、本規則その他本法人の定める諸規則に違反した場合
- (6) 前各号に準ずる行為があった場合

2 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に定める。

(懲戒の種類)

第43条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を一部減額する。ただし、減給額は1事案について平均賃金の1日分の半額、数事案に及ぶ場合も総額は1給与支払期間の給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 停職 始末書を提出させるほか、12月間を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 降任 始末書を提出させるほか、現在就いている役職より下位の役職へ就ける。
- (5) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(訓告等)

第44条 前条に関わる懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又はその者に注意を喚起する文書等により行う。

(損害賠償)

第45条 職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第9章 安全衛生

(安全及び衛生管理)

第46条 本法人における職員の安全及び衛生管理について必要な事項は、「国立大学法人宮崎大学職員安全衛生管理規程」に定める。

(妊産婦職員の保護)

第47条 妊娠中又は出産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦職員」という。）が請求した場合は、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務をさせてはならない。

2 妊産婦職員の勤務制限について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

第10章 知的財産

(知的財産等)

第48条 職員が、本法人において業務として行った発明その他に対する知的財産等の取扱いについては、別に定める。

第11章 出張

(出張)

第49条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張が終了したときは、速やかに、上司に報告書を提出しなければならない。

(旅費)

第50条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員等旅費規程に定める。

第12章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第51条 職員の宿舍利用については、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）及び国家公

務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）の定めるところによる。

2 本法人が所管する宿舍について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員宿舍規程に定める。

第13章 共 済

（共済）

第52条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

第14章 災害補償

（業務上の災害補償）

第53条 職員が業務上の災害を被った場合の補償については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災法」という。）の定めるところによる。

（通勤途上の災害補償）

第54条 職員が通勤途上に災害を被った場合の給付等については、労災法の定めるところによる。

第15章 退職手当

（退職手当）

第55条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程に定める。

第16章 その他

（苦情処理）

第56条 労働条件等に関する職員の苦情を迅速かつ公正に処理するために、本法人に苦情処理制度を設ける。

2 苦情処理制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職の発令がされている職員については、当該発令されていた休職期間を本規則の第15条規定による休職期間に通算されるものとする。

3 平成28年4月1日の宮崎大学地域資源創成学部の設置に伴い、同学部の教授として在職する者で同学部が完成する平成32年3月31日までの間に第20条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第2項の規定は適用しない。

4 前項の規定を適用された者は、平成32年3月31日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年4月1日の宮崎大学大学院農学工学総合研究科の設置に伴い、同研究科の専任の教授として採用された者及び同研究科の専任の教授として在職する者で同研究科が完成する平成22年3月31日までの間に第20条の規定により退職すべきこととなる者については、第20条の規定は適用しない。

3 前項の規定を適用された者は、平成22年3月31日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日の宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科の設置に伴い、同研究科の担当の教授として在職する者で同研究科が完成する平成26年3月31日までの間に第20条の規定により退職すべきこととなる者については、第20条第2項の規定は適用しない。
- 3 前項の規定を適用された者は、平成26年3月31日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料6 本学のコンプライアンス教育の取組例

本学ではコンプライアンス教育として外部有識者・学識者等を講師として招聘し、教職員、大学院生を対象とした講演会、研究会等を実施している。右図は2019年6月27日に実施した黒木登志夫氏（日本学術振興会学術システム研究センター顧問、元岐阜大学学長）講演会「研究者の立場から研究不正を考える」の学内関係者向けポスターで、本学大学院生にも受講を勧奨している。

研究不正について考えるとともに、研究活動に取り
組むうえでの研究者の心構え、あるべき姿について
学び、外部資金獲得に向けた意識向上を図る

研究者の立場から
研究不正を考える

黒木登志夫 講演会

‘19.6/27 (木)

開催日時

17:15~18:45

【場所】宮崎大学創立330記念交流会館
コンベンションホール
[清武キャンパスへ映像配信
(臨床講義室105教室)]

【対象者】全教職員、
大学院生

研究者必聴!!



日本学術振興会
学術システム研究センター 顧問

講師 黒木登志夫 氏

東京大学名誉教授(医科学研究所)・岐阜大学名誉教授(元学長)
文科省世界トップレベル研究拠点(WPI)アカデミーディレクター

【略歴】

1960年東北大学医学部卒。インターンを経てがん研究に入る。
1961から2001年、がんの基礎研究に身を置き、数多くの実績を残す(主な所属機関:東北大、東大、ウイスコンシン大、WIIO国際がん研究機関、昭和大)。
2001年6月から2008年3月まで岐阜大学学長。2008年4月より日本学術振興会学術システム研究センター副所長、相談役を経て2012年4月より現職。高松宮妃癌研究基金学術賞、日本癌学会吉田富三賞、“山上の光”賞など受賞歴多数。

主催/大学研究委員会

共催/医学獣医学総合研究科FD委員会、農学工学総合研究科FD委員会、看護学研究科FD委員会

お問い合わせ/TEL(0985)58-7113

k-jyosei@of.miyazaki-u.ac.jp

資料7 履修方法

- ・「必修科目」14単位、「選択科目」16単位以上、計30単位以上の取得を修了要件とする。
- ・このうち「必修科目」は、地域学（特論）2単位、実践研究（Ⅰ・Ⅱ）4単位、特別研究8単位、計14単位の履修を修了要件とする。
- ・「選択科目」である指定科目は、地域資源論科目（特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）の中から4単位以上、地域資源利活用論科目（A～D）・指定科目の中から10単位以上を含む、計16単位以上の履修を修了要件とする。
- ・「選択科目」の履修にあたっては、学生は主指導教員と相談して履修科目を選択し、指導履修グループの承認に基づき受講計画を策定する。
- ・講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とし、実験及び実習については30時間の授業をもって1単位とする。

カリキュラムマップ					履修方法	
地域学 (必修科目)	地域学特論					
地域資源論 (選択科目)	特論Ⅰ (自然科学)	特論Ⅱ (人文科学)	特論Ⅲ (社会科学)			
地域資源利活用論 (選択科目)	利活用論A (企業経営資源) (選択科目)	特論① (会計学)	特論② (地域経営)	特論③ (創造的組織)	特論④ (経営戦略)	
		特論⑤ (イノベーション)	特論⑥ (マーケティング戦略)			
	利活用論B (公共経営資源) (選択科目)	特論① (民法)	特論② (雇用と法)	特論③ (自治体財政)	特論④ (自治体政策)	
		特論⑤ (地域計画)	特論⑥ (地域環境政策)	特論⑦ (農村フィールド)		
	利活用論C (産業経営資源) (選択科目)	特論① (産業政策)	特論② (交流マネジメント)	特論③ (食料・農業経済)	特論④ (世界経済)	
		特論⑤ (畜産学)	特論⑥ (栽培学)	特論⑦ (食品学)		
	利活用論D (人文社会資源) (選択科目)	特論① (コミュと地域活性化)	特論② (文化地理学)	特論③ (歴史学)	特論④ (観光学)	
		特論⑤ (スポーツ文化)	特論⑥ (民俗学)			
	指定科目 (選択科目)	特論① (他研究科等既設科目)	②	③	④	⑤
			⑥	⑦	⑧	⑨
			⑩	⑪	⑫	⑬
			⑭	⑮	⑯	⑰
			⑱	⑲	⑳	㉑
			㉒	㉓	㉔	㉕
			㉖	㉗	㉘	㉙
			㉚	㉛	㉜	㉝
			㉞	㉟	㊱	㊲
			㊳	㊴	㊵	㊶
			㊷	㊸	㊹	㊺
			㊻	㊼	㊽	㊾
			㊿			
実践研究 (必修科目)	実践研究Ⅰ		実践研究Ⅱ			
特別研究 (必修科目)	特別研究					

必修科目	
○地域学特論	2単位
○実践研究Ⅰ	2単位
○実践研究Ⅱ	2単位
○特別研究	8単位
計	14単位

選択科目	
○地域資源論	4単位以上
○地域資源利活用論	10単位以上
上記を含む	16単位以上
※ 地域資源利活用論はA～D・指定科目より5科目(10単位)以上を選択すること要件とする	
※ 指定科目とする他研究科等既設科目(23科目)は2科目(4単位)までを修了要件の所要単位に含めることを可能とする	

資料8 論文指導スケジュール

区分	前期					夏期 休暇	後期					春期 休暇	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年次	学位（修士）論文	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマの決定 研究計画の立案 					<ul style="list-style-type: none"> 科目登録 	学位（修士）論文作成準備					
	履修指導 （履修指導グループ）	<ul style="list-style-type: none"> 主指導教員の決定 副指導教員の決定及び履修指導グループの決定 					履修指導グループによる指導					<ul style="list-style-type: none"> 実践研究Ⅰ報告に対する意見・指導 	
	研究指導 〔主指導教員〕 〔論文指導委員会〕	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書及び志願理由書の提出 教育研究モジュールの形成指導 					主指導教員による指導						

2年次	学位（修士）論文	<ul style="list-style-type: none"> 学位（修士）論文題目届提出 		<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会（第1回） 				<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会（第2回） 	<ul style="list-style-type: none"> 学位（修士）論文審査申請 最終試験 	学位（修士）取得	
	履修指導 （履修指導グループ）	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究モジュールの評価・見直し 	履修指導グループによる指導					<ul style="list-style-type: none"> 実践研究Ⅱ報告に対する意見・指導 			学位（修士）の認定
	研究指導 〔主指導教員〕 〔論文指導委員会〕	<ul style="list-style-type: none"> 論文指導委員会設置 	主指導教員又は論文指導委員会による指導					<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会（第1回）における意見・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会（第2回）における意見・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 学位（修士）論文公開審査 	